

平成 30 年 度

学 生 便 覧

2 0 1 8



静 岡 大 学 農 学 部

静岡大学大学院総合科学技術研究科 農学専攻

目 次

学 部

1. 静岡大学農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻の沿革	3
2. 農学部の概要	4
3. 静岡大学農学部規則	10
4. 学科（コース）別専門科目表	16
5. 全学教育科目表	31
6. 副専攻プログラムの履修について	39
7. 研究室分属と卒業研究の履修について	40
8. 教育職員免許状・各種資格の取得について	42
9. 静岡大学農学部学生の大学院授業科目の受講に関する申し合わせ	49
10. 教務について	51
11. 学生生活及び厚生指導について	54
12. 農学部諸施設について	59
13. 学内における交通規制等について	60
14. 情報基盤センターの利用について	61
15. 留学について	61
16. 国立大学法人静岡大学学則	62
17. 静岡大学学位規程	76
18. 静岡大学学部共通細則	81
19. 静岡大学単位認定等に関する規程	83
20. 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	84
21. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	86
22. 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	88
23. 静岡大学外国人学生規程	90
24. 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	92
25. 静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の成績優秀者に対する授業料等免除に関する要項	98
26. 授業料分納・徴収猶予・免除の手續及び奨学金について	100
27. 静岡大学学生表彰規程	102
28. 静岡大学学生懲戒規程	103
29. 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	107
30. 静岡大学研究生規程	109
31. 静岡大学科目等履修生規程	110

32. 静岡大学聴講生規程	111
33. 静岡大学特別聴講生規程	112
34. 静岡大学短期交流特別学部学生規程	113

大 学 院

1. 静岡大学大学院規則	115
2. 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則	130
3. 年次別開講農学専攻授業科目表	136
4. 山岳科学教育プログラムの履修について	145
5. 副専攻プログラムの履修について	146
6. 成績評価について	157
7. 修士論文の審査及び最終試験実施日程表	157
8. 修士学位論文審査基準・審査方法に関する申し合わせ	158
9. 教育職員免許状（高等学校専修）の取得について	160
10. 大学院生の学部授業の受講について	160
11. 静岡大学大学院特別研究学生規程	161
12. 静岡大学大学院特別研究派遣学生規程	163

農学部教員名簿	165
---------------	-----

静岡大学農学部配置図	170
------------------	-----

静岡大学農学部建物平面図.....	折込み
-------------------	-----

(参考掲載)

規則別表（農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻）	巻末
----------------------------------	----

本誌に掲載されている規則等は随時改正される場合があります。
最新の規則等は静岡大学ホームページで確認してください。

1. 静岡大学農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻の沿革

静岡大学農学部は専門学校令により、昭和22年4月静岡県磐田市に、学生定員農科40名及び林科30名をもつ静岡県立農林専門学校として発足し、同25年に学校教育制度の改革により、県立農科大学に昇格し、翌26年に国立に移管されて静岡大学農学部となった。

昭和28年に農芸化学科が、同41年に林産学科が、さらに引き続いて、翌42年に園芸学科が増設され、農学科・園芸学科・林学科・林産学科及び農芸化学科の5学科から成る学生定員150名の農学部に発展した。

昭和45年に、大学院農学研究科修士課程農学専攻・林産学専攻及び農芸化学専攻が設置され、続いて翌46年に園芸学専攻・及び林学専攻が増設された。昭和48年4月学部の将来の発展を考え、現在地の静岡市大谷に移転した。そして、平成元年4月に従来の5学科・25講座を改め、3学科（生物生産科学科・森林資源科学科・応用生物化学科）・9大講座に改組された。

平成3年に、中部地区の静岡大学、信州大学及び岐阜大学が連携協力して、大学院連合農学研究科後期3年博士課程（基幹大学：岐阜大学）が設置された。

平成8年4月に人間環境科学科が増設され、4学科（人間環境科学科・生物生産科学科・森林資源科学科・応用生物化学科）・8大講座に改組された。平成12年4月、大学院農学研究科修士課程にも人間環境科学専攻が増設された。

平成14年4月に、農場、演習林、乾燥地農業実験実習施設及び魚類餌料実験実習施設の4つの附属施設が統合され、地域フィールド科学教育研究センターが設置された。

平成18年4月に共生バイオサイエンス学科、応用生物化学科、環境森林科学科の3学科・5大講座から成る組織へ再編された。また同年、創造科学技術大学院（博士課程）が設置された。

平成20年4月には、大学院農学研究科修士課程も、共生バイオサイエンス専攻、応用生物化学専攻、環境森林科学専攻の3専攻に再編された。平成23年4月に共生バイオサイエンス専攻に農業ビジネス起業人育成コースが置かれ、平成25年4月には各専攻にグローバル農学人材育成コースが設置された。

平成25年4月に教員はこれまでの農学部配置から大学院農学研究科配置に変更となり、平成27年4月には、学術院農学領域および融合グローバル領域配置に変更となった。平成27年4月に大学院工学、情報学、理学、農学研究科が統合されて大学院総合科学技術研究科に改組され、農学研究科は農学専攻となった。平成27年10月には農学部内にABP留学生コースが設置された。

平成28年4月には学生定員35名増に伴い、生物資源科学科、応用生命科学科の2学科から成る学生定員185名の組織へ再編され、生物資源科学科には植物バイオサイエンスコース、木質科学コース、地域生態環境科学コース、農食コミュニティデザインコースの4コースとともに、学部横断学位プログラムである地域創造学環のコースも併設された。

平成29年4月には、総合科学技術研究科農学専攻環境森林科学コースの中に山岳科学教育プログラムを開設した。

2. 農学部の概要

ミッションの再定義

農学部・農学専攻における人材育成、並びに教育・研究・社会貢献等を踏まえ、文部科学省により平成25年度に行われたミッションの再定義では、静岡大学農学部は『富士山から駿河湾に至る豊饒な風土を背景とする静岡県において、「農業生産技術の開発」、「生物機能の解明」、「森林を含む生物資源の利用」、「農林生態系と地域環境の保全」など、生物科学と環境科学を融合した農学を考究し、地域農林業と地域社会の発展を目指し教育、研究、社会貢献に取り組んでいる』と書かれている。教育面のミッションでは、大学院修士課程において、『バイオサイエンスと環境に関する先端的な専門教育やフィールドを用いた多様な実践教育を展開し、未来を拓くことのできる国際性とチャレンジ精神を併せ持つ高度な専門人材育成の役割を果たす。』とあり、学部教育も含めて、『農場、演習林及び国内外の農村などを利用した農業実地体験型及び課題探求開発型フィールド教育、実用面を強く意識した専門教育、グローバル農学人材の育成などの特色ある教育を進めてきた実績を生かし、課題探求能力と国際性を有し、農学分野の各方面で活躍できる技術者を育成する学部・大学院教育を目指して不断の改善・充実を図る。』とされている。また、社会貢献面でのミッションにおいては、「静岡県をはじめとする周辺地域の農業・農村、関連産業の振興・発展に寄与する」とされている。

ミッションの再定義を受けて、静岡大学農学部では、地域人材の育成を主な目的とする「生物資源科学科」と、日々進展する科学技術をベースに、必ずしも地域にしばられない技術開発を担う人材の育成を目的とする「応用生命科学科」の2学科体制で教育・研究を行うこととした。

農学部が育成する人材像

人間社会と直結したフィールド科学と基礎科学を修得し、農学の幅広い専門分野を俯瞰でき、かつ相応の専門性を有するとともに、人間と自然の共存する循環型社会の構築を目指し、地域活性化への貢献とグローバル社会への適応が可能な総合力を備えた人材を育成する。

農学部のアドミッション・ポリシー

自然科学、生命科学を学ぶ上で必要な適性と基礎学力を有し、人類の生存と福祉に関わる環境・社会問題の解決、持続可能な生物生産技術の開発、応用生命科学の探求に強い意欲を持つ人の入学を期待する。高校までに学習するすべての教科と科目について基礎知識を習得しておくことが必要である。

農学部のカリキュラム・ポリシー

1. 自然科学系の基礎領域から各学科の専門領域まで、農学における幅広い視野と高度な専門知識を身につけるための教育を行う。
2. 1、2年次では主に教養と語学力を養うための科目、理系の基礎的科目や農学全体を俯瞰する科目を、2年次からは専門領域の科目を配置し、連続性を重視した教育を実施する。
3. 実地および社会から学ぶ姿勢を涵養するため、フィールド科学教育を重視する。
4. 観察力と洞察力を涵養し、課題探求能力を向上させるための実験・実習科目を課する。
5. 4年間の学びの集大成として卒業研究に取り組む。これを通して専門的知識・技術に支えられた総合的思考を身につける教育を行う。
6. 学生のキャリア形成と社会性を育むための科目を配置し、卒業後の進路を見据えた履修を可能にするとともに、より高度な専門人材育成のため、大学院への進学を念頭においた指導を入学直後から行う。

農学部のディプロマ・ポリシー

下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士（農学）の学位授与の条件とする。

農学の学問領域にかかわる学識と教養を広く身につけている。

食料生産、環境、生物資源の高度利用など、地球規模の諸問題を理解し、その解決に向けて各学科の専門的な立場から科学的かつ総合的な発想ができる。

地域社会における諸課題に対して関心を強く持ち、その解決に向けて自主的かつ継続的に取り組み、地域活性化に貢献する十分な資質を有している。

地域および国際社会で必要とされるコミュニケーション能力を有し、リーダーシップを発揮し活躍できる。

生物資源科学科における教育・研究

「生物資源科学科」は、山地から平野までの農林業全体を連続的に見渡し、そこで行われる生産活動・技術を発展させることによって、地域の活力の維持、地域活性化を担うことのできる人材の育成を中心に教育を組み立てる。静岡県という立地・環境を存分に活かし、静岡の特産品を産出する農林業の現場や技術利用の実地をふんだんに教育に取り込み、さらには、教育を通して地域活性化を行うべく、地方自治体とも協力しながら人材育成を担う学科である。

その人材育成の目的のために、次の4つのコースを置く。

「植物バイオサイエンスコース」

「木質科学コース」

「地域生態環境科学コース」

「農食コミュニティデザインコース」

学生は入学後にいずれかのコースを選択し、それぞれの分野における専門性を高める一方、農学がカバーすべき幅広い分野を俯瞰する視野と、コースを越えた専門領域における学びに積極的に向き合う。

植物バイオサイエンスコース

静岡県を中心とする東海地域は、温暖な気候を生かした果樹、野菜、花卉など園芸作物生産を中心とした農業が盛んである。植物バイオサイエンスコースでは、これらの恵まれた地域特性を活かし、農作物の生産性向上、高品質・高付加価値化に向けた技術開発、また低環境負荷、持続可能な生産環境の管理技術開発を目指し、その先端的な理論及び応用について教育する。生理学、生化学、分子生物学、ゲノムサイエンスなどの基礎科学的素養を基盤としながらも、果樹・野菜・花卉園芸学等の実践的な授業を配し、最先端のバイオテクノロジーと農作物の生産に関わるフィールド科学を融合した教育カリキュラムにより、幅広く基礎知識と応用技術を学び、広い視野と創造性を備え、農業振興、国際競争力及び環境保護といった社会要請に応えて生産現場をリードし、新しい価値を生み出し発信できる人材を育成する。

木質科学コース

我が国は、森林率世界3位の69%を誇る「木の国・森の国」である。また、戦後造林された人工林は成熟期にあり、今まさに森林資源の育成の時代から木質資源利用の時代へ大きく転換しつつあることから、木質科学は自国の資源を活用する伸びしろのある分野である。木質科学コースでは、森林からもたらされる再生産可能な資源である木質バイオマスを有効に活用するために、木質成分の化学構造やその生合成・微生物分解機

構、高分子複合材料としての木材細胞壁の組織構造やその物性に関する木質科学の基礎を学習した上で、新たな需要の創出を目指す高機能木質ナノ材料や木質複合材料の開発、木造建築物の構造力学的な特性の把握、耐久性能や耐火性能の評価手法など、木質科学の応用的な知識・技術を習得し、持続可能な循環型社会の構築を目指して、地域産業・生活に貢献し、地域社会と人類の未来を担う人材を育成する。加えて、習得した木質科学分野の知識・技術・応用力・発展力を発揮し、停滞している林業に対して新たな提案・提言をできる人材の育成も目指す。

地域生態環境科学コース

地域生態系や自然環境を保全しながら、持続的に食糧生産活動や森林資源利用活動を行うためには、生態系や生物群集の環境応答や生物間の相互作用の仕組みを理解し、生態系の機能を解析・モニタリングする実践的手法や自然環境の分析・評価に関する先端の技術を習得した人材が必要であり、生態系保全と生物資源の生産活動を両立する技術やシステムを主導、啓発、普及、教育できる人材が強く求められている。山岳地生態系は国土の約7割を占める生態系で、豊かな自然環境による恵みを供給する一方で、気候変動等の影響を受けやすい生態系であり、とくに中部山岳地帯は大規模な地質構造線が通過し自然災害に脆弱な特性を持つ。地域環境保全や国土保全に携わる人材は行政機関や関連企業から強く求められている。

このような社会的な要請をバックボーンとして、環境に関する幅広い知識と技術を有し、生態系の保全と開発利用との調和に貢献できる柔軟な判断力と地球的視野を持った高等技術者を育成する。

農食コミュニティデザインコース

現代社会において食料・生物資材の消費と流通のあり方は大きく変化しており、この現実を視野に入れない農林業（生産）には将来が拓かれない。とりわけ食料の流通と消費のあり方は、社会構造の変化を背景に激動しており、国内外の食料生産の現場（農業コミュニティ）は大きな変動の渦中にある。本コースでは、食料・生物資材の生産基盤と環境保全に関する基礎を習得したうえで、「食」をとり巻く国内外の諸課題について広く理解し、農業・農村コミュニティにおける「現場での学び」を積みあげることで、農（生産者）と食（消費者）を新たに結ぶデザイン能力を身につけ、農食分野の諸課題を解決する農食コミュニティリーダーの育成を目指す。

応用生命科学科における教育・研究

生命現象を深く理解し、それを持続的に利用するためには、物理学や化学、生物学の基礎学理を基盤として、生物の構成成分の性質を正しく理解した上で、各成分間および環境との相互作用が生命システムを産み出し維持するメカニズムを、旧来の学問領域の壁を超えた学際的で柔軟な視点から探求する必要がある。こうした思想と技術を素養として持ち、健全な地球環境を維持しながら、生命現象を利用した独創的な新技術や食料とエネルギーの持続的な供給システム等を開発して人類の生活の質の向上に貢献できる人材を育成し、地域ならびに世界の産業界や研究機関に輩出することが応用生命科学科の使命である。

応用生命科学科では、既存の学問領域の枠に捕らわれることなくシームレスに生命科学の基盤を構築するために、物理化学、有機化学、分析化学、生化学、分子生物学、細胞生物学、生物・化学情報学等の科目とこれらに連動した実験・実習科目を相互に密接に関連づけて積み上げずに編成したカリキュラムを提供する。さらに、食品や医薬・農薬、化粧品等の開発に関連した応用的・実践的な科目と生命現象を取り巻く環境や社会生活に関わる科目を履修し、産業界のニーズに対応した即戦力と地域やグローバル社会の中で生き抜く適応力を育む。

このような教育プログラムによって、卒業後あるいは大学院に進学してさらなる研鑽を積んだ後に、地域や国内外の食品、医薬、農薬、化学、化粧品、種苗等の諸産業界や研究機関において、微生物、植物、動物など生物の資源・機能の高度利用・高付加価値化に関わる喫緊の課題の解決、柔軟で独創的な発想力を活かした新分野の開拓と新素材・新技術の創造、ならびに人類の生存と福祉ならびに人類を取り巻く環境の保全に貢献できるような、胆力と実行力、未来創成力を兼ね備えた研究者・技術者を養成する。

農学部の特徴ある授業科目

農学部では、どちらの学科においてもフィールド教育を重視している。学科によらず履修できる特色ある授業には、「フィールド科学演習」、「実践農学演習」、「海外フィールドワーク」がある。いずれの科目も、社会人として必要な「課題探求能力」、「プレゼンテーション能力」、「コミュニケーション能力」、「グローバル化対応」を実体験によって涵養する、他大学・他学部ではあまり見られない特徴的な授業である。

「フィールド科学演習」は と からなる。 では学生4 - 5名がグループを作り、グループ担当教員の指導のもと、自主的に農学に関連する調査・研究に取り組む。 では農場・演習林・水圏施設等を利用し、静岡県の特徴的な環境について学ぶ。いずれも1年次に開講される。

「実践農学演習」は過疎村の実体験を通して、農林業ならびに里山環境保全や中山間地域の生活環境等の問題を考える。静岡市葵区梅ヶ島大代（おおじろ）地区又は富士宮市稲子地区における農業支援活動と村での生活体験を3年間継続する中で、地区住民とともに過疎村における農業環境や地域活性化に関する問題を考え、行動できる人材を育成していく。地区への訪問は土日祝日および夏季・春季休業等の定期授業のない日に行われる。なお、本授業は平成19年度より3年間、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）において、「静岡市中山間地域における農業活性化」という取組名称で採択されて開始した「農業環境演習」が発展したものである。

「海外フィールドワーク」は2年次に開講される短期留学による授業である。インドネシアの大学ならびに農村を訪れ、日本以外の農業・農学の現状を体験することで、視野を広げるとともに、グローバル化の必要性を学ぶ。

3. 静岡大学農学部規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に基づき、静岡大学農学部（静岡大学地域創造学環を除く。以下「本学部」という。）における教育その他必要な事項を定める。

(目的、使命)

第1条の2 本学部では、人間社会と直結したフィールド科学と基礎科学を修得し、農学の幅広い専門分野を俯瞰でき、かつ、相応の専門性を有するとともに人間と自然の共存する循環型社会の構築を目指し、地域活性化への貢献とグローバル社会に適応できる総合力を備えた人材の育成を目的とする。

(学科等)

第2条 本学部は、学則第4条及び第7条に規定する次の学科及び附属の教育研究施設で構成する。

生物資源科学科

応用生命科学科

地域フィールド科学教育研究センター

(履修コース)

第2条の2 生物資源科学科に、次の履修コースを置く。

植物バイオサイエンスコース、木質科学コース、地域生態環境科学コース、農食コミュニティデザインコース

(A B P 留学生コース)

第2条の3 Asia Bridge Program 留学生コース（秋季入学特別プログラム留学生コースをいう。以下「A B P 留学生コース」という。）は、次の学科及びコースで履修させるものとする。

生物資源科学科 植物バイオサイエンスコース、木質科学コース、地域生態環境科学コース、農食コミュニティデザインコース

応用生命科学科

(履修コースの決定)

第2条の4 前2条に規定する生物資源科学科の学生の履修コースの決定は、第1年次終了時（A B P 留学生コースは第2年次前学期終了時）として、その手続き等については、別に定める。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、専門科目及び教養科目をもって編成する。

第4条 専門科目及び教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(授業科目)

第5条 各学科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

[別表第1]

2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業を持って1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を必要としないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験又は実習のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験及び実習	授業の内容により1時間又は1.5時間

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の手続きに従い登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第7条の2 履修科目の登録の上限については、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則による。

(単位の認定)

第8条 授業科目の単位の認定は、試験その他の方法及び授業への出席状況を考慮して行う。

(試験)

第9条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、学期を単位としない授業科目については、随時行う。

2 病気その他正当な事由で試験を受けることができなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績評価)

第10条 成績の評価は、静岡大学単位認定等に関する規程による。

(卒業研究)

第11条 卒業研究は、別に定めるところにより、各学科所定の授業科目及び単位数を修得した者に課す。

(卒業認定)

第12条 本学部において、別表第2に定める単位を修得した者には、卒業の認定を与える。

[別表第2]

(他の学部における授業科目の履修)

第13条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学生が、入学前の既修得単位の認定を願い出たときは、これを認めることがある。

(退学等)

第15条 学生が、退学、休学、留学又は転学等をしようとするときは、所定の書類を農学部長に提出するものとする。

(転学部・転学科)

第16条 転学部又は転学科を志望する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の認定等必要な事項は、別に定める。

(編入学・転入学・再入学)

第17条 本学部編入学、転入学又は再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。

(教員免許)

第18条 教員免許法に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、教科に関する授業

科目及び別に定める教職に関する授業科目について、所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により修得した、教職に関する授業科目の単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

(研究生等)

第19条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流特別学部学生について必要な事項は、別に定める。

(学生指導)

第20条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、本学部には指導教員を置く。

(補則)

第21条 この規則を実施するために必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

《一部改正規程附則省略》

附 則 (平成28年1月20日規則第93号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年2月17日規則第111号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学農学部規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

平成30年度 学生便覧 14～15頁 修正

卒業所要単位数（ABP留学生コースを除く。）

卒業所要単位数							
区分		学科	生物資源科学科				応用生命科学科
			植物	木質	地域	農食	
必修	専門科目		54	57	51	55	53
	教養科目		16	16	16	16	16
選択	専門科目		19	16	22	18	28
	教養科目		15	15	15	15	15
自由科目			20				12
卒業所要単位数			124				124

卒業所要単位数（ABP留学生コース）

卒業所要単位数							
区分		学科	生物資源科学科				応用生命科学科
			植物	木質	地域	農食	
必修	専門科目		55	58	52	56	54
	教養科目		24	24	24	24	24
選択	専門科目		18	15	21	17	27
	教養科目		8	8	8	8	8
自由科目			19				11
卒業所要単位数			124				124

別表第1（第5条関係）

巻末を参照

別表第2（第12条関係）

巻末を参照

卒業所要単位数（A B P留学生コースを除く。）

卒業所要単位数						
区分	学 科	生物資源科学科				応用生命科学科
		植物	木質	環境	農食	
必修	専 門 科 目	54	57	51	55	53
	教 養 科 目	15	15	15	15	15
選択	専 門 科 目	19	16	22	18	28
	教 養 科 目	16	16	16	16	16
自 由 科 目		20				12
卒 業 所 要 単 位 数		124				124

(注) 生物資源科学科の学生は、上記に定める単位数を修得するとともに、以下各コースごとに定める修了要件に従って単位を修得しなければならない。

【植物バイオサイエンスコース】

コース必修科目から24単位を修得していること。

コース選択科目のうち「果樹園芸学」、「昆虫学」、「雑草学」、「ゲノムサイエンス」、「野菜園芸学」、「花卉園芸学」、「収穫後生理学」、「植物病理学」から10単位を含む19単位を修得していること。

【木質科学コース】

「物理学実験」1単位を修得していること。

コース必修科目から26単位を修得していること。

コース選択科目のうち「樹木生化学」、「材料力学」、「木質接着学」、「応用木質材料学」、「住環境構造学」、「木材保存学」から8単位を含む16単位を修得していること。

【地域生態環境科学コース】

コース必修科目から21単位を修得していること。

コース選択科目から22単位を修得していること。

【農食コミュニティデザインコース】

コース必修科目から25単位を修得していること。

コース選択科目のうち「農と食の起業論」、「フードシステムガバナンス論」から2単位を含む18単位を修得していること。

卒業所要単位数（ＡＢＰ留学生コース）

卒業所要単位数						
区分	学 科	生物資源科学科				応用生命科学科
		植物	木質	環境	農食	
必修	専 門 科 目	55	58	52	56	54
	教 養 科 目	23	23	23	23	23
選択	専 門 科 目	18	15	21	17	27
	教 養 科 目	8	8	8	8	8
自 由 科 目		20				12
卒 業 所 要 単 位 数		124				124

(注) 生物資源科学科の学生は、上記に定める単位数を修得するとともに、以下各コースごとに定める修了要件に従って単位を修得しなければならない。

【植物バイオサイエンスコース】

コース必修科目から24単位を修得していること。

コース選択科目のうち「果樹園芸学」、「昆虫学」、「雑草学」、「ゲノムサイエンス」、「野菜園芸学」、「花卉園芸学」、「収穫後生理学」、「植物病理学」から10単位を含む19単位を修得していること。

【木質科学コース】

「物理学実験」1単位を修得していること。

コース必修科目から26単位を修得していること。

コース選択科目のうち「樹木生化学」、「材料力学」、「木質接着学」、「応用木質材料学」、「住環境構造学」、「木材保存学」から8単位を含む16単位を修得していること。

【地域生態環境科学コース】

コース必修科目から21単位を修得していること。

コース選択科目から22単位を修得していること。

【農食コミュニティデザインコース】

コース必修科目から25単位を修得していること。

コース選択科目のうち「農と食の起業論」、「フードシステムガバナンス論」から2単位を含む18単位を修得していること。

4. 学科（コース）別専門科目表

生物資源科学科 植物バイオサイエンスコース 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数								備 考	教 科 に 関 す る 科 目	
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
数学概論 A	2		2									(基礎)	
数学概論 B	2			2								(基礎)	
物理学概論 A	2		2									(基礎)	物理学
物理学概論 B	2			2								(基礎)	物理学
化学概論 A	2		2									(基礎)	化学
化学概論 B	2			2								(基礎)	化学
生物学概論 A	2		2									(基礎)	生物学
生物学概論 B	2			2								(基礎)	生物学
生物学実験	1			1								(基礎)	実験
化学実験	1		1									(基礎)	実験
物理学実験	1			1								(基礎)	
A B P 基礎数学	1			1									
A B P 基礎物理学	1			1								(基礎) ABP留学生のみ 初学期開講とする	
A B P 基礎化学	1			1									
A B P 基礎生物学	1			1									
農学基礎論	1		1										農業
植物バイオサイエンス基礎論	1			1									農業
木質科学基礎論	1			1									農業
地域生態環境科学基礎論	1			1									農業
コミュニティ基礎論	1			1									
応用生命科学基礎論	1			1									
職業指導	4		4									集中・隔年	職業指導
実践農学演習	2		2									集中	農業
園芸科学	2				2								農業
植物生理学	2				2								生物学
作物学	2				2								農業

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	教科に関する科目	
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
植物医科学	2				2								
土壌微生物学	2				2								農業
分子生物学	2				2								生物学
有機化学概論	2				2								化学
農と食の経済学	2				2								農業
土壌圏科学	2				2								地学
地質学概論	2				2								地学
農場実習	2					2							農業
海外フィールドワーク	2					2					集中		
実践農学演習	2					2					集中		農業
農山村デザイン演習	4						4						
生化学概論	2						2						化学
植物バイオサイエンス実験	1							1					農業
果樹園芸学	2							2				の科目から5科目	農業
昆虫学	2							2			10単位以上を選択必修		生物学
雑草学	2							2					農業
ゲノムサイエンス	2							2					生物学
基礎生態学	2								2				生物学
植物バイオサイエンス実験	1								1				農業
野菜園芸学	2								2				農業
花卉園芸学	2								2				農業
収穫後生理学	2								2				農業
植物病理学	2								2				農業
園芸食品学	2								2				農業
樹木生化学	2								2				化学
保全生態学	2								2				生物学
食品保存学	1								1			集中・隔年	
実践農学演習	2									2			農業
農山村デザイン演習	4									4			

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数								備 考	教 科 に 関 す る 科 目	
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
インターンシップ	2							2				集中	
緑地景観学	2							2				集中	農業
フードマーケティング論	2							2				集中	
植物バイオサイエンスプレセミナー	1							1					
植物バイオサイエンス実験	2							2				集中	
遺伝子工学	2							2					
応用気象学	1							1				集中	地学
科学英語	1							1				集中	
持続可能型農業科学	1							1					農業
植物バイオサイエンスセミナー	1								1				
卒業研究	6									6		ABP留学生は履修不可	
ABP卒業研究	3									3		ABP留学生のみ	

は必修、 は選択必修、 は選択科目を表す。

「教科に関する科目」欄は、教育職員免許状（理科及び農業）の取得のために指定された「教科に関する科目」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の42～45ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

生物資源科学科 木質科学コース 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数								備 考	教 科 に 関 す る 科 目
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
数学概論 A	2		2								(基礎)	
数学概論 B	2			2							(基礎)	
物理学概論 A	2		2								(基礎)	物理学
物理学概論 B	2			2							(基礎)	物理学
化学概論 A	2		2								(基礎)	化学
化学概論 B	2			2							(基礎)	化学
生物学概論 A	2		2								(基礎)	生物学
生物学概論 B	2			2							(基礎)	生物学
生物学実験	1			1							(基礎)	実験
化学実験	1		1								(基礎)	実験
物理学実験	1			1							(基礎)	
A B P 基礎数学	1			1								
A B P 基礎物理学	1			1							(基礎) ABP留学生のみ 初学期開講とする	
A B P 基礎化学	1			1								
A B P 基礎生物学	1			1								
農学基礎論	1		1									農業
植物バイオサイエンス基礎論	1			1								農業
木質科学基礎論	1			1								農業
地域生態環境科学基礎論	1			1								農業
コミュニティ基礎論	1			1								
応用生命科学基礎論	1			1								
職業指導	4		4								集中・隔年	職業指導
実践農学演習	2		2								集中	農業
木材組織学	1				1							生物学
技術者倫理	1				1						集中	
有機化学概論	2				2							化学
木質機能科学	2				2							農業
農と食の哲学	2				2							農業

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	教科に関する科目	
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
土壌圏科学	2				2								地学
野生植物分類学	1				1								生物学
地質学概論	2				2								地学
住居計画	2				2							集中・隔年	
実践農学演習	2					2						集中	農業
農山村デザイン演習	4					4							
木質科学実習	1						1					集中	農業
高分子科学	2						2						化学
木質化学実験	2						2						実験
生化学概論	2						2						化学
基礎木質材料学	2						2						農業
木材化学	2						2						化学
情報処理演習	1							1					
木質化学実験	2							2					農業
森林環境水文学	2						2						地学
農村資源計画学	2						2						
森林生態学	2						2						生物学
森林生態管理学	2						2						農業
都市計画論	2						2						
住環境工学	2						2					集中・隔年	
木質構造学実験	2							2					農業
木質材料学実験	2							2					農業
建築防災	1							1				集中・隔年	
建築法規	1							1				集中・隔年	
住環境構造学	2							2				の科目から4科目	
樹木生化学	2							2				8単位以上を選択必修	化学
材料力学	2							2					物理学
木質接着学	2							2					農業
応用木質材料学	2							2					農業

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数				備 考	教 科 に 関 す る 科 目				
			1 年 次		2 年 次				3 年 次		4 年 次	
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期
室内環境学	2					2						
森林利用システム学	2					2						
実践農学演習	2					2				集中		農業
農山村デザイン演習	4					4						
緑地景観学	2					2				集中		農業
木質科学専攻演習	1					1						
応用気象学	1					1				集中		地学
設計製図	2					2						
住環境設計製図演習	3					3						
木材保存学	2					2						
測量学	2					2						農業
測量学実習	1					1						
海外フィールドワーク	2			2						集中		
インターンシップ	2					2				集中		
木質科学専攻演習	1							1				
卒業研究	6							6		ABP留学生は履修不可		
ABP卒業研究	3							3		ABP留学生のみ		

は必修、 は選択必修、 は選択科目を表す。

「教科に関する科目」欄は、教育職員免許状（理科及び農業）の取得のために指定された「教科に関する科目」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の42～45ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

生物資源科学科 地域生態環境科学コース 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数								備 考	教 科 に 関 す る 科 目
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
数学概論 A	2		2								(基礎)	
数学概論 B	2			2							(基礎)	
物理学概論 A	2		2								(基礎)	物理学
物理学概論 B	2			2							(基礎)	物理学
化学概論 A	2		2								(基礎)	化学
化学概論 B	2			2							(基礎)	化学
生物学概論 A	2		2								(基礎)	生物学
生物学概論 B	2			2							(基礎)	生物学
生物学実験	1			1							(基礎)	実験
化学実験	1		1								(基礎)	実験
物理学実験	1			1							(基礎)	
A B P 基礎数学	1			1								
A B P 基礎物理学	1			1							(基礎) ABP留学生のみ 初学期開講とする	
A B P 基礎化学	1			1								
A B P 基礎生物学	1			1								
農学基礎論	1		1									農業
植物バイオサイエンス基礎論	1			1								農業
木質科学基礎論	1			1								農業
地域生態環境科学基礎論	1			1								農業
コミュニティ基礎論	1			1								
応用生命科学基礎論	1			1								
職業指導	4		4								集中・隔年	職業指導
実践農学演習	2		2								集中	農業
植物生理学	2				2							生物学
有機化学概論	2				2							化学
土壌圏科学	2				2							地学
環境リスク論	2				2							
野生植物分類学	1				1							生物学

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	教科に関する科目	
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
環境基礎実験	2				2								
基礎生態学	2				2								生物学
地質学概論	2				2								地学
地学実習	1				1						集中		実験
野生植物分類学実習	1				1						集中		実験
実践農学演習	2					2					集中		農業
農山村デザイン演習	4					4							
環境フィールドワーク	4					4							
森林環境水文学	2						2						地学
生化学概論	2						2						化学
情報処理演習	1						1						
農村資源計画学	2							2					
森林生態学	2							2					生物学
環境毒性学	2							2					化学
リモートセンシング学	2							2			集中		
森林生態管理学	2							2					農業
環境社会学	2							2					農業
緑地景観学	2							2			集中		農業
造林学	2							2					農業
森林利用システム学	2								2				
園芸科学	2								2				農業
技術者倫理	1								1		集中		
作物学	2								2				農業
植物医科学	2								2				
土壌微生物学	2								2				農業
農と食の哲学	2								2				農業
砂防学実習	1								1		集中		
森林利用学実習	1								1		集中		
山地保全学	2								2				農業

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数								備 考	教 科 に 関 す る 科 目	
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
保全生態学	2						2						生物学
室内環境学	2						2						
富士・南アルプス生態学実習	1						1				集中		
空間情報科学	2						2						
実践農学演習	2						2				集中		農業
農山村デザイン演習	4						4						
環境フィールドワーク	2						2						
昆虫学	2						2						生物学
雑草学	2						2						農業
応用気象学	1						1				集中		地学
森林測量学実習	1						1				集中		
地域生態環境科学プレセミナー	1						1						
測量学	2						2						農業
測量学実習	1						1						
持続可能型農業科学	1						1						農業
溪流環境学	2						2						農業
海外フィールドワーク	2			2							集中		
インターンシップ	2						2				集中		
地域生態環境科学セミナー	1									1			
卒業研究	6									6	ABP留学生は履修不可		
ABP卒業研究	3									3	ABP留学生のみ		

は必修、 は選択必修、 は選択科目を表す。

「教科に関する科目」欄は、教育職員免許状（理科及び農業）の取得のために指定された「教科に関する科目」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の42～45ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

生物資源科学科 農食コミュニティデザインコース 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必修・選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	教科に関する科目
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
数学概論 A	2		2								(基礎)	
数学概論 B	2			2							(基礎)	
物理学概論 A	2		2								(基礎)	物理学
物理学概論 B	2			2							(基礎)	物理学
化学概論 A	2		2								(基礎)	化学
化学概論 B	2			2							(基礎)	化学
生物学概論 A	2		2								(基礎)	生物学
生物学概論 B	2			2							(基礎)	生物学
生物学実験	1			1							(基礎)	実験
化学実験	1		1								(基礎)	実験
物理学実験	1			1							(基礎)	
A B P 基礎数学	1			1								
A B P 基礎物理学	1			1							(基礎) ABP留学生のみ 初学期開講とする	
A B P 基礎化学	1			1								
A B P 基礎生物学	1			1								
農学基礎論	1		1									農業
植物バイオサイエンス基礎論	1			1								農業
木質科学基礎論	1			1								農業
地域生態環境科学基礎論	1			1								農業
コミュニティ基礎論	1			1								
応用生命科学基礎論	1			1								
職業指導	4		4								集中・隔年	職業指導
実践農学演習	2		2								集中	農業
園芸科学	2				2							農業
作物学	2				2							農業
技術者倫理	1				1						集中	
農と食の哲学	2				2							農業
基礎生態学	2				2							生物学

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数				備 考	教科に関する科目				
			1 年 次		2 年 次				3 年 次		4 年 次	
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期
農と食の経済学	2			2							農業	
有機化学概論	2			2							化学	
土壌圏科学	2			2							地学	
植物生理学	2			2							生物学	
環境リスク論	2			2								
野生植物分類学	1			1							生物学	
地質学概論	2			2							地学	
野生植物分類学実習	1			1					集中		実験	
コミュニティビジネス論	2			2								
実践農業演習	2				2				集中		農業	
農山村デザイン演習	4				4							
農場実習	2				2						農業	
森林環境水文学	2				2						地学	
生化学概論	2				2						化学	
農村福祉論	2				2						農業	
農村資源計画学	2				2							
森林生態学	2				2						生物学	
リモートセンシング学	2				2				集中			
森林生態管理学	2				2						農業	
環境社会学	2				2						農業	
緑地景観学	2				2				集中		農業	
果樹園芸学	2				2						農業	
雑草学	2				2						農業	
都市計画論	2				2							
フードマーケティング論	2				2				集中			
食品保存学	1					1			集中・隔年			
野菜園芸学	2					2					農業	
花卉園芸学	2					2					農業	
収穫後生理学	2					2					農業	

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数								備 考	教 科 に 関 す る 科 目	
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
園芸食品学	2							2					農業
山地保全学	2							2					農業
保全生態学	2							2					生物学
室内環境学	2							2					
森林利用システム学	2							2					
農食連携インターンシップ	1							1			集中		
実践農学演習	2							2			集中		農業
農山村デザイン演習	4							4					
インターンシップ	2							2			集中		
応用気象学	1							1			集中		地学
溪流環境学	2							2					農業
フードシステムガバナンス論	2							2			集中	の科目から1科目	
農と食の起業論	2							2			2単位以上を選択必修		
海外フィールドワーク	2			2							集中		
農食コミュニティデザイン演習	2								2				
コミュニティリーダー論	2								2		ABP留学生は履修不可		
卒業研究	6								6		ABP留学生は履修不可		
ABP卒業研究	3								3		ABP留学生のみ		

は必修、 は選択必修、 は選択科目を表す。

「教科に関する科目」欄は、教育職員免許状（理科及び農業）の取得のために指定された「教科に関する科目」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の42～45ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

応用生命科学科 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数				備 考	教 科 に 関 する 科 目	食 品 衛 生				
			1年次		2年次					3年次		4年次	
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期				前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期
数学概論	2		2						(基礎)				
統計学	2			2					(基礎)				
物理学概論	1		1						(基礎)	物理学			
化学概論	1		1						(基礎)	化学			
物理化学 1 A	1		1						(基礎)	化学			
物理化学 2 A	1		1						(基礎)	化学			
物理化学 1 B	2			2					(基礎)	化学			
物理化学 2 B	2			2					(基礎)	化学			
生物学 A	2		2						(基礎)	生物学			
生物学 B	2			2					(基礎)	生物学			
生物学実験	1			1					(基礎)	実験			
化学実験	1		1						(基礎)	実験			
A B P 基礎数学	1			1					(基礎) ABP留学生のみ 初学期開講とする				
A B P 基礎物理学	1			1									
A B P 基礎化学	1			1									
A B P 基礎生物学	1			1									
農学基礎論	1		1										
植物バイオサイエンス基礎論	1			1									
木質科学基礎論	1			1									
地域生態環境科学基礎論	1			1									
コミュニティ基礎論	1			1									
応用生命科学基礎論	1			1									
基礎微生物学	2			2						生物学			
分析化学 1	2				2					化学			
有機化学	2				2					化学			
生化学 A	2				2					化学			
細胞生物学	2				2					生物学			
分子生物学	2				2					生物学			

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数								備 考	教 科 に 関 す る 科 目	食 品 衛 生
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
応用生命科学実験 1	2			2									
生化学 B	2				2							化学	
応用生命科学実験 2	2				2								
分析化学 2	2				2							化学	
生物有機化学	2				2							化学	
遺伝子工学	2				2								
植物生理学	2				2							生物学	
動物生理学	2				2							生物学	
遺伝学	2				2							生物学	
動物機能学	2				2							生物学	
応用微生物学	2				2							生物学	
実用科学英語 1	2						2						
実用科学英語 2	1							1					
応用生命科学実験 3	2						2						
分子細胞生物学	2						2					生物学	
栄養化学	2						2						
分子生物工学	2						2						
植物栄養学	2						2					生物学	
ゲノム育種工学	2						2					生物学	
動物生命科学	2						2					生物学	
食品衛生学	2						2				集中・隔年		
環境衛生学	1						1				集中・隔年		
食品保存学	1						1				集中・隔年		
環境微生物学	2						2						
生理活性分子デザイン学	2							2					
生命情報学	2							2					
動物生命工学	2							2					
食品機能化学	2							2				化学	
食品製造化学	2							2				化学	

授 業 科 目	単 位	必 修 ・ 選 択 の 別	年 次 別 単 位 数								備 考	教 科 に 関 す る 科 目	食 品 衛 生
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
天然物化学	2							2				化学	
植物微生物学	2							2					
生命機能解析演習	1							1					
応用生命科学実地演習	1							1		集中			
応用気象学	1							1		集中		地学	
地質学概論	2			2								地学	
土壌圏科学	2			2								地学	
実践農学演習	2		2										
実践農学演習	2			2									
実践農学演習	2					2							
先端フィールド科学演習	1				1					集中			
海外フィールドワーク	2				2					集中			
インターンシップ	2						2			集中			
応用植物病理科学	2								2				
卒業研究	6								6	ABP留学生は履修不可			
ABP卒業研究	3								3	ABP留学生の必修科目			

は必修、 は選択必修、 は選択科目を表す。

「教科に関する科目」欄は、教育職員免許状（理科）の取得のために指定された「教科に関する科目」である。
なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。
詳しくは本書の42～45ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

5. 全学教育科目表

表 (A B P 留学生コースを除く)

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備考	
基軸教育科目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	選択	演習	1	学部指定履修科目(欄外の「注意1」を参照)	
	情報処理	* 情報処理	2	選択	演習	1	学部指定履修科目	
	英語	* 英語コミュニケーション	1	必修	演習	1		
		英語演習	1	選択必修	演習	1	この2科目は、1科目1単位を必修とし1単位を超えて単位修得できない。(英語演習 を必ず履修すること。不可の場合は再履修できないので、基礎英語演習を履修すること。)	
		基礎英語演習	1	選択必修	演習	1		
		* 英語コミュニケーション	1	選択	演習	1~2	英語コミュニケーションの単位修得者が履修できる。	左記の選択科目のうち1単位を学部指定履修科目とする。
		英語演習	1	選択	演習	1~2	TOEIC400点以上取得者が履修できる。	
		英語ライティング	1	選択	演習	2		
		英語リーディング	1	選択	演習	1~2		
		英語演習	2	選択	演習	1~2	TOEIC500点以上取得者が履修できる。	
		英語ライティング	2	選択	演習	2		
		英語リーディング	2	選択	演習	1~2		
		* 英語ディスカッション	2	選択	演習	1~2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。(集中講義)	
		* 英語インテンシブA	2	選択	演習	1		
		* 英語インテンシブB	2	選択	演習	2		
		アカデミックイングリッシュ	2	選択	演習	2~3	クラスごとに履修条件の設定がある。	
	アカデミックイングリッシュ	2	選択	演習	2~3			
	アカデミックイングリッシュ	2	選択	演習	2~3			
	ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3			
	* 英語海外研修A	2	選択	演習	1~4			
* 英語海外研修B	2	選択	演習	1~4				

科目 区分	小科目区分	授業科目	単 位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考	
	初修外国語	初修外国語入門	1	必修	演習	1	同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、入門科目に限り別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。	
		初修外国語入門	1	選択	演習	1		
		初修外国語	2	選択	演習	2		
		初修外国語	2	選択	演習	2		
		初修外国語	2	選択	演習	3		
		初修外国語	2	選択	演習	3		
	健康体育	* 健康体育	1	選択	講義・実技	1~4		
		* 健康体育	1	選択	講義・実技	1~4		
		スポーツ	1	選択	実技	2~4		
		スポーツ	1	選択	実技	2~4		
フィールドワーク	フィールド科学演習	2	選択	演習	1	学部指定履修科目		
	フィールド科学演習	1	選択	演習	1			
キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1			
現代 教養 科目	個別分野科目 人文・社会分野	哲学	2	選択必修	講義	1~3	4科目8単位必修 ただし、人文・社会分野の科目から3科目6単位以上修得すること。	
		歴史と文化	2	選択必修	講義	1~3		
		ことばと表現	2	選択必修	講義	1~3		
		*日本国憲法	2	選択必修	講義	2		
		法と社会	2	選択必修	講義	1~3		
		経済と社会	2	選択必修	講義	1~3		
		国際社会と日本	2	選択必修	講義	1~3		
		現代の社会	2	選択必修	講義	1~3		
		心理学	2	選択必修	講義	1~3		
		地域と文化	2	選択必修	講義	1~3		
		芸術論	2	選択必修	講義	1~3		
		自然科学分野	数理の構造	2	選択必修	講義		1~3
			自然と物理	2	選択必修	講義		1~3
	地球科学		2	選択必修	講義	1~3		
	進化と地球環境		2	選択必修	講義	1~3		
	科学と技術		2	選択必修	講義	1~3		

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備考
	学際科目 テーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会（情報・福祉を含む）」 「生命・人間（文化・芸術を含む）」 「科学・技術」	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」として実施する。		選択必修	講義、演習又は実習	2～3	4単位必修 ただし、地域指向科目として指定された学際科目から2単位以上修得すること。
留学生科目	日本語	日本語	2	選択	演習	1～2	日本語、、は履修することが望ましい。
		日本語	2	選択	演習	1～2	
		日本語	2	選択	演習	1～2	
		日本語	2	選択	演習	1～2	
		日本語	2	選択	演習	1～2	
		日本語	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
教職等資格科目	教職教養科目	*（中等）教育の原理	2	選択	講義	2～4	教員免許状取得希望者のみ履修できる。
		*（中等）発達と学習	2	選択	講義	2～4	

注意

1. 学部指定履修科目は、学部毎に指定された標準的なカリキュラムとして履修することを強く推奨されている科目（もしくは区分単位数）である。
2. *印の科目は、教員免許状取得希望学生が必ず履修しなければならない科目である。（英語については、必修の英語コミュニケーションのほかに*印の英語の授業科目から1単位以上（*印、合計2単位以上）履修すること。）
3. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。

表 (A B P 留学生コースを除く)

科目区分			学科区分		備 考	
			生物資源科学科	応用生命科学科		
教養科目	必修	基軸教育科目	英語	2	2	
			初修外国語	1	1	
			キャリア形成科目	1	1	
	必修	現代教育科目	個別分野科目	8	8	
			学際科目	4	4	4単位のうち、地域志向科目から2単位
			小 計	16	16	
	選択	基軸教育科目 (学部指定履修科目)	英語	1	1	
			新入生セミナー	2	2	
			情報処理	2	2	
			フィールドワーク	3	3	
			その他	7	7	
		小 計	15	15		
		合 計	31	31		
	専門科目		合 計	73	81	(専門科目の詳細は学部規則を参照)
	自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数		20	12	
合 計 (卒業単位数)			124	124		

表 I (ABP留学生コース)

科目 区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備考	
基礎教育 科目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	選択	演習	1	学部指定履修科目(※欄外の「注意1」を参照)	
	情報処理	情報処理	2	選択	演習	1	学部指定履修科目	
	英語	英語コミュニケーション I	1	必修	演習	1	この2科目は、1科目1単位を必修とし1単位を超えて単位修得できない。(英語演習 I を必ず履修すること。不可の場合は再履修できないので、基礎英語演習を履修すること。)	
		英語演習 I	1	選択必修	演習	1		
		基礎英語演習	1	選択必修	演習	1		
		英語コミュニケーション II	1	選択	演習	1～2		英語コミュニケーションIの単位修得者が履修できる。
		英語演習 II	1	選択	演習	1～2		
		英語ライティング I	1	選択	演習	2		TOEIC400点以上取得者が履修できる。
		英語リーディング I	1	選択	演習	1～2		
		英語演習 III	2	選択	演習	1～2		
		英語ライティング II	2	選択	演習	2		TOEIC500点以上取得者が履修できる。
		英語リーディング II	2	選択	演習	1～2		
		英語ディスカッション	2	選択	演習	1～2		
		英語インテンシブA	2	選択	演習	1		TOEIC600点以上取得者が履修できる。(集中講義)
		英語インテンシブB	2	選択	演習	2		
		アカデミックイングリッシュ I	2	選択	演習	2～3		
		アカデミックイングリッシュ II	2	選択	演習	2～3		クラスごとに履修条件の設定がある。
		アカデミックイングリッシュ III	2	選択	演習	2～3		
	ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3			
	英語海外研修A	2	選択	演習	1～4			
英語海外研修B	2	選択	演習	1～4				
初修外国語	初修外国語入門 I	1	必修	演習	1	同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、入門科目に限り別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。		
	初修外国語入門 II	1	選択	演習	1			
	初修外国語 I	2	選択	演習	2			
	初修外国語 II	2	選択	演習	2			
	初修外国語 III	2	選択	演習	3			
	初修外国語 IV	2	選択	演習	3			

左記の選択科目のうち1単位を学部指定履修科目とする。

科目 区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考	
	健康体育	健康体育Ⅰ	1	選択	講義・実技	1～4		
		健康体育Ⅱ	1	選択	講義・実技	1～4		
		スポーツⅠ	1	選択	実技	2～4		
		スポーツⅡ	1	選択	実技	2～4		
	フィールドワーク	フィールド科学演習Ⅰ	2	選択	演習	1	学部指定履修科目	
		フィールド科学演習Ⅱ	1	選択	演習	1		
		ABPインターンシップ	2	必修	演習	2～3		
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1		
	現代教養 科目	個別分野科目 (人文・社会分野)	哲学	2	選択必修	講義	1～3	ABP科目として指定された個別分野科目から2科目4単位必修(英語・日本語のどちらの科目も履修可能) ※年度によりABP科目は異なる場合がある。 *ABP=(Asia Bridge Program)
			歴史と文化	2	選択必修	講義	1～3	
ことばと表現			2	選択必修	講義	1～3		
日本国憲法			2	選択必修	講義	2		
法と社会			2	選択必修	講義	1～3		
経済と社会			2	選択必修	講義	1～3		
国際社会と日本			2	選択必修	講義	1～3		
現代の社会			2	選択必修	講義	1～3		
心理学			2	選択必修	講義	1～3		
地域と文化			2	選択必修	講義	1～3		
(自然科学分野)		芸術論	2	選択必修	講義	1～3		
		数学の世界	2	選択必修	講義	1～3		
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3		
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3		
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3		
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3		
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3		
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3		
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3		
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3		
		進化と地球環境	2	選択必修	講義	1～3		
		科学と技術	2	選択必修	講義	1～3		

科目 区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
	学際科目 テーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会(情報・福祉を含む)」 「生命・人間(文化・芸術を含む)」 「科学・技術」	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」として実施する。		選択必修	講義、演習 又は実習	2～3	AL科目として指定された学際科目から2科目4単位必修(英語・日本語のどちらの科目も履修可能) AL科目のうち、地域志向科目として指定された科目1科目2単位を学部指定履修科目とする。 *AL=(Active Learning)
留学生科目	日本語	日本語Ⅰ	2	選択	演習	1～2	日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは履修することが望ましい。
		日本語Ⅱ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅲ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅳ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅴ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅵ	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
	基礎日本語	ABP基礎日本語Ⅰ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅱ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅲ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅳ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅴ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅵ	1	必修	演習	1(初)	
		ABP基礎日本語Ⅶ	1	必修	演習	1(初)	
ABP基礎日本語Ⅷ		1	必修	演習	1(初)		
ABP基礎日本語Ⅸ	1	必修	演習	1(初)			
ABP基礎日本語Ⅹ	1	必修	演習	1(初)			

注意

1. 学部指定履修科目は、学部毎に指定された標準的なカリキュラムとして履修することが指定されている科目(もしくは区分単位数)である。
2. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。
3. 履修年次の「(初)」とは、1年次(初学期・前学期・後学期)の初学期のことをいう。

表 (A B P 留学生コース)

科目区分			学科区分	生物資源科学科	応用生命科学科	備 考
教養科目	必修	基礎教育科目	英語	2	2	
			初修外国語	1	1	
			フィールドワーク	2	2	
			キャリア形成科目	1	1	
	現代教育科目	個別分野科目	4	4	ABP科目から2科目4単位	
		学際科目	4	4	AL科目から2科目4単位 4単位のうち、地域志向科目から1科目2単位を学部指定履修科目とする。	
選択	留学生科目	基礎日本語	10	10		
		小 計	24	24		
	基礎教育科目 (学部指定履修科目)	英語	1	1		
		新入生セミナー	2	2		
		情報処理	2	2		
		フィールドワーク	3	3		
		その他	0	0		
	小 計	8	8			
	合 計	32	32			
	専門科目	合 計	73	81	(専門科目の詳細は学部規則を参照) 理系基礎科目(4科目4単位)を含む。	
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数	19	11			
合 計 (卒業単位数)		124	124			

6. 副専攻プログラムの履修について

1. 副専攻プログラムとは、所属する学部や学科の授業科目にとどまらず、自身の専攻（主専攻）以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った科目を体系的に学ぶ制度です。
2. 現在静岡大学で履修できる副専攻プログラムは、以下のとおりです。副専攻プログラムは希望学生が任意で履修する選択制で、それぞれについて修了認定に必要な要件を定めてあります。

(1) ABP副専攻		
1	概要	静岡大学では、社会のニーズに応えるグローバル人材を育てる取り組みとして「アジア・ブリッジ・プログラム (ABP)」を実施しています。本副専攻は幅広い視野と国際的な感覚を身につけた学生を育てるためのプログラムです。
2	受講対象学部 (人数)	全学部 (1学年合計60名程度とする)
3	必要単位数	15単位
4	履修要件	ABP科目、AL科目、ABP海外研修 ・ の履修には、 <i>TOEIC^(R) L&R</i> 550点以上の英語力、修了研究の履修には、 <i>TOEIC^(R) L&R</i> 600点以上の英語力が必要です。 (A B P = Asia Bridge Program, A L = Active Learning)
5	修了要件	修了には、必要単位数 (15単位) の修得が必要です。
6	申請方法	所定の申請書を国際交流課窓口 (静岡・浜松) へ提出。
7	問い合わせ先	国際交流課 : 054-238-3063
(2) 静岡大学地域づくり副専攻		
1	概要	本副専攻は、学生の所属学部や学科等における専門性の視点から、地域課題の解決に取り組む人材の育成を目的とします。講義では、地域課題の解決に資する様々なアプローチを習得する専門科目群とともに、実践的な調査手法や実施体制の組織論等を学びます。実習では、活動内容の異なる複数のフィールドワーク協力団体のもと、実際に展開している活動に自らを置くことで、計画力や自己管理能力、社会性など、実社会で必要な地域課題解決能力を修得していきます。
2	受講対象学部 (人数)	全学部 (1学年合計50名程度とする)
3	修了要件	必要単位数18単位の修得
4	申請方法	2年次以降、所定の申請書を教務課教務係窓口 (静岡) または浜松教務課共通教育係 (浜松) へ提出すること。詳細は、地域づくり副専攻ガイダンス (4月) で確認してください。
5	問い合わせ先	地域創造学環係 : 054-238-4311, 4315

3. 副専攻の修了が認められると「副専攻修了証書」が授与されます。「副専攻修了証書」は、主専攻の他にも特定の学習テーマに基づいた科目群を履修したことを外部に証明するものです。
4. 副専攻で修得した科目の多くは、卒業単位に含めることができます。詳細は所属学部の規則を確認してください。

7. 研究室分属と卒業研究の履修について

卒業研究は、研究室に分属し、指導教員のもとで履修する。分属する研究室の決定や卒業研究の開始にあたっては、その時期や要件が学科・コースごとに定められているので留意すること。

生物資源科学科

研究室仮分属	3 年次前学期
研究室分属	3 年次後学期
卒業研究の履修	4 年次前学期

・植物バイオサイエンスコース

研究室分属にあたっては、理系基礎科目の実験 2 単位（生物学実験、化学実験）、植物バイオサイエンス実験 もしくは を含めて82単位以上を修得していること。

卒業研究の履修にあたっては、農場実習 2 単位を修得していること。

・木質科学コース

研究室の分属にあたっては、理系基礎科目の実験 3 単位（物理学実験、生物学実験、化学実験）を含めて82単位以上を修得していること。

卒業研究の履修要件は特に設けていない。

・地域生態環境科学コース

研究室の分属にあたっては、理系基礎科目の実験 2 単位（生物学実験、化学実験）、環境フィールドワーク を含めて82単位以上を修得していること。

卒業研究の履修要件は特に設けていない。

・農食コミュニティデザインコース

研究室の分属にあたっては、実践農学演習 ・ 、農山村デザイン演習 、農と食の哲学、農と食の経済学を含めて82単位以上を修得していること。

卒業研究の履修にあたっては、実践農学演習 、農山村デザイン演習 を含めて102単位以上を修得していること。

応用生命科学科

研究室仮分属 3年次後学期

研究室分属・卒業研究の履修 4年次前学期

応用生命科学科では、3年次進級要件を設けているので注意すること。

- ・ 2年次終了時点で、理系基礎科目18単位のうち実験2単位（生物学実験、化学実験）を含む14単位以上を修得し、総修得単位数が72単位以上あること。
- ・ 2年次にTOEICを受験していること。

研究室仮分属にあたっては、3年次前学期終了時に、実用科学英語1を含めて90単位（編入生の場合は80単位）以上を修得していること。

卒業研究の履修にあたっては、3年次終了時に、実用科学英語2を含めて108単位（編入生の場合は98単位）以上を修得していること。

8. 教育職員免許状・各種資格の取得について

教育職員免許状

農学部において取得できる教育職員免許状及び取得方法については、以下のとおりである。従って、教育職員免許状を取得しようとする者は、入学当初より履修計画を立てる必要がある。

1. 免許状の種類及び教科等

学科	免許状の種類	教科	必要修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	合計
生物資源科学科	高等学校教諭 一種免許状	理科	34	25	59
応用生命科学科		農業			
	理科				

(注) ただし、教職に関する科目の単位の半数までは、教科に関する科目の単位で読み替えることができる。

2. 免許状の教科別修得必要単位数及び履修年次等

(1) 教科に関する科目

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	備 考
理 科	物 理 学	1 単位以上	4. 学科（コース）別 専門科目表を参照
	化 学 学	1 単位以上	
	生 物 学	1 単位以上	
	地 学 学	1 単位以上	
	物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	1 単位以上	
	化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)		
	生 物 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)		
	地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)		
必要修得単位数合計		34	
農 業	農 業	1 単位以上	4. 学科（コース）別 専門科目表を参照
	職 業 指 導	4 単位	
必要修得単位数合計		34	

- (注) 1. 学科(コース)別専門科目表(16ページ~30ページ)の「教科に関する科目」欄は、教育職員免許状の取得のために指定された「教科に関する科目」であるので、それらの中から選択して履修すること。
2. なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修科目であるので必ず履修すること。

(2) 教職に関する科目

教職に関する科目	授業科目	単位	年次	高校一種		備考
				理科	農業	
教職の意義等に関する科目	(中等)教職入門	1	1			
	(中等)教職入門	1	1			
教育の基礎理論に関する科目	(中等)教育の原理	2	2~4			教職教養科目
	(中等)発達と学習	2	2~4			教職教養科目
	(中等)教育と社会	2	3~4			
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義と編成の方法	1	3~4			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	1	3~4			
	特別活動論	2	3~4			
	理科教育法	2	2~3			
	理科教育法	2	2~3			
	農業科教育法	2	2~3			
	農業科教育法	2	2~3			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導(進路指導の理論及び方法を含む。)	2	3~4			
	教育相談	2	3~4			
教育実習	教育実習事前・事後指導	1	3~4			
	教育実習	2	4			
教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4			
必要修得単位数合計		25				

- (注) 1. が付してある科目を履修すること。
2. 教育実習の単位は卒業要件単位数に含まれないので注意すること。

教育実習

4年次に、各自出身高校にて行うが、その申込手続は3年次から次のとおり行う。

教育実習についての説明会及び教育実習希望者登録【3年次の4月】

学生が出身高校へ内諾依頼【3年次の4月～8月】

高等学校からの内諾書を大学に提出【3年次の9月】

教育実習事前指導【3年次の12月】

大学から実習予定校へ委託手続き【4年次の4月】

教育実習（2週間）【4年次の5月・6月、又は9月】

教育実習事後指導【4年次の6月及び9月】

[注] 教育実習等、「教育職員免許状」の取得に必要な履修方法及び手続き方法については、改めて各年次で詳細にガイダンスを行う。

(3) (1)教科に関する科目、(2)教職に関する科目以外の必修科目（教養科目）

区分	授業科目	単位数		年次	備考	
		必修	選択			
教 養 科 目	現代教養科目	日本国憲法	2		2～4	これら6 科目のう ち1科目 選択必修
	基軸教育科目	英語コミュニケーション	1		1	
		英語コミュニケーション		1	1～2	
		英語ディスカッション		2	1～2	
		英語インテンシブA		2	1	
		英語インテンシブB		2	2	
		英語海外研修A		2	1～4	
		英語海外研修B		2	1～4	
		健康体育	1		1～4	
	健康体育	1		1～4		
	情報処理	2		1		

【教育職員免許法】抜粋

第5条 普通免許状は、別表第一若しくは第二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する特別支援学校教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第二の二に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格したものに授与する。
以下略

別表第一 抜粋

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	計
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16	59

- (注) 1. 上記のほか、施行規則第66条の6により、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」(各2単位)の修得が必要である。
2. 免許法第5条別表第一備考第9号の規定の適用により、教職に関する科目の欄に定める単位数のうち半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。
3. 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、教科に関する科目又は教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目で修得する。

「甲種危険物取扱者」の受験資格

本学部を卒業した者は甲種危険物取扱者の受験資格を有する。

生物資源科学科「二級・木造建築士受験資格」

受験資格には、下記指定科目表の各分類における所要単位数を満たした上で、総計40単位以上を修得して卒業するか、総計30単位以上を修得して卒業した後に建築実務の経験を1年、もしくは総計20単位以上を修得して卒業した後に建築実務の経験2年を有することが必要となる。

平成28年度以降の入学者適用

指定科目の分類	必要単位	開講科目	学年	単位数
建築設計製図	5 単位以上	設計製図	3	2
		住環境設計製図演習	3	3
建築計画 建築環境工学 建築設備	7 単位以上	都市計画論	2	2
		住居計画	2・3	2
		室内環境学	3	2
		建築防災	3・4	1
		住環境工学	2・3	2
構造力学 建築一般構造 建築材料	6 単位以上	木質構造学実験	3	2
		材料力学	3	2
		木質機能科学	2	2
		基礎木質材料学	2	2
		木質化学実験	2	2
		木質接着学	3	2
		木質材料学実験	3	2
応用木質材料学	3	2		
建築生産	1 単位以上	住環境構造学	3	2
建築法規	1 単位以上	建築法規	3・4	1
その他	適宜	農村資源計画学	2	2
		技術者倫理	2	1
		緑地景観学	2	2
		木材加工学*	2	2
		測量学	3	2
		測量学実習	3	1
		木材保存学	3	2
木材加工特論*	3	2		

* 教育学部における科目

生物資源科学科「樹木医補」

下記履修科目表のうち、講義科目6分野以上を選び14単位及び実験実習科目4分野4科目以上を履修すること。

平成28年度以降の入学者適用

区 分		単 位	
分 野 別	樹木の分類	野生植物分類学 (1単位)	野生植物分類学実習 (1単位) 卒業研究 (6単位)
	樹木の生態 ・生理	森林生態学 (2単位) 造林学 (2単位) 植物生理学 (2単位)	富士・南アルプス生態学実習 (1単位) 環境フィールドワーク (4単位) 卒業研究 (6単位)
	立地・土壌	土壌圏科学 (2単位) 応用気象学 (1単位)	環境基礎実験 (2単位) 卒業研究 (6単位)
	植物病理	植物病理学 (2単位)	卒業研究 (6単位)
	昆虫・動物	昆虫学 (2単位)	卒業研究 (6単位)
	樹木医学	植物医科学 (2単位)	卒業研究 (6単位)
	農薬科学	環境毒性学 (2単位)	卒業研究 (6単位)
	造園学	緑地景観学 (2単位)	卒業研究 (6単位)
	樹木医補総合		植物バイオサイエンス実験 (1単位)

実習については単位数ではなく、科目数であるので注意すること。

また、卒業研究は同一科目が複数分野に記載されているが、当該科目が資格認定として認められる分野は1分野に限る。卒業論文を実験実習に登録する場合には、成績証明のほかに指導教員が樹木医学研究にかかる分野の内容であることを証明することが必要となる。

詳細は、年度当初のガイダンスに出席し確認すること。

生物資源科学科「測量士補」

現在申請中のため、履修科目等の詳細は別途ガイダンスで説明を行う。

応用生命科学科「食品衛生管理者」「食品衛生監視員」

応用生命科学科では下記指定科目表のうち、化学、生物化学、微生物学及び公衆衛生学関係科目群のそれぞれ1科目以上、その単位の合計で22単位かつその他の関連科目を含めて40単位以上を修得することで、「食品衛生監視員」の受験資格が得られる。

(要件を満たせば修得見込みでも受験が可能。)

食品衛生管理者については、卒業後、就職先の事業所を通して「食品衛生管理者設置の届出」を行うことで資格が得られる。

平成28年度以降入学者適用

区 分	授 業 科 目	単 位	
化学関係科目	有機化学(2) 生物有機化学(2) 分析化学 1 (2) 分析化学 2 (2)	1科目 以上	22 単 位 以 上
生物化学 関係科目	生化学 A(2) 生化学 B(2) 応用生物化学実験 1 (2) 応用生物化学実験 2 (2) 応用生物化学実験 3 (2)	1科目 以上	
微生物学 関係科目	食品製造化学(2) 食品保存学(1)	1科目 以上	
公衆衛生学 関係科目	食品衛生学(2) 環境衛生学(1)	1科目 以上	
その他の 関連科目	細胞生物学(2) 分子生物学(2) 動物生理学(2) 動物機能学(2) 植物栄養学(2) 応用微生物学(2) 分子生物工学(2) 動物生命科学(2) 栄養化学(2) 分子細胞生物学(2) 食品機能化学(2) 植物生理学(2) 動物生命工学(2) 天然物化学(2) 遺伝子工学(2) 遺伝学(2)	40単位以上	

卒業に必要な単位数との関係

卒業に必要な124単位以上の中に、本資格取得の履修要件である40単位以上を含むこと。

「普及指導員」受験資格 「林業普及指導員」受験資格

本学部を卒業後、実務経験4年以上（大学院の場合は2年以上）を要する。

9. 静岡大学農学部学生の大学院授業科目の受講に関する申し合わせ

平成18年9月14日 農学研究科委員会

平成20年3月3日 一部改正

平成27年2月5日 一部改正

(趣旨)

- 1 静岡大学学部学生の大学院授業科目の受講に関する申し合わせ（平成18年6月14日制定）に基づき、農学部学生の受講に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講手続き)

- 2 大学院総合科学技術研究科農学専攻への入学試験に合格している又は入学を志望している農学部4年生で、総合科学技術研究科農学専攻における授業科目の受講を希望する者は、別紙申請書により受講申請を行うものとする。
- 3 指導教員及び農学部長は申請者の受講が教育・研究上有益と認めた場合は、受講可能授業科目担当教員の承認を得たうえ農学専攻長に推薦し、農学専攻長が受講を許可する。

(受講可能授業科目)

- 4 受講できる授業科目は別表のうちから、3科目又は5単位以内とする。

(受講証明)

- 5 農学専攻長は、受講した授業科目の試験に合格した学生の単位の認定を学部学生としての在学期間中には行わず、受講学生に別紙「大学院授業受講証明書」を発行する。

(成績評価)

- 6 受講学生の成績評価については、農学専攻における評価基準（「秀」・「優」・「良」・「可」及び「不可」の評語）とし、農学専攻は授業担当教員から提出された成績評価について管理する。

(単位の認定)

- 7 大学院授業科目早期受講学生が、大学院入学後に当該科目の受講証明書を添えて既修得単位の認定を申し出ることにより、大学院入学年度における単位として認める。
ただし、大学院授業科目早期受講学生が、総合科学技術研究科農学専攻に入学した場合、受講授業科目の全てを大学院入学年度における単位として移行認定する。
- 8 認定する単位は、農学部学生が大学院に入学した年度の前年度に受講した単位に限るものとする。

(授業の開講)

9 受講可能授業科目として指定された授業科目であっても、大学院学生の受講希望者がいない場合には、当該授業科目は開講しない。

(附則)

10 この申し合わせは、平成18年度後学期（平成18年10月1日）から実施される授業に適用する。

別表（第4項関係）

授 業 科 目	単 位	備 考
フロンティア科学特論	1	
フロンティア科学特論	1	
先端機器分析科学	2	
先端機器分析科学	2	

10. 教 務 に つ い て

主として、1・2年生が主体の全学教育科目にかかわることは共通教育 A 棟の学務部教務課教務係が担当し、専門科目については農学部学務係が担当する。

全学教育科目関係については別冊子（「全学教育科目履修案内」）及び「授業時間割全学教育科目」を十分に参照すること。

(1) 教育課程について

本学部での教育課程は、農学部規則別表第 1 のとおり各学科ごとにそれぞれ専門科目が定められている。卒業するには専門科目、教養科目及び、自由科目を合わせて124単位以上を履修しなければならない。（別表第 2 参照のこと）なお、生物資源科学科はコースごとに定める卒業要件に従って単位を修得しなければならないので注意すること。

(2) 単位について

単位の計算については農学部規則第 6 条による。それぞれの授業科目の単位は分割しては与えられない。

(3) 単位の認定について

単位は、その科目の成績審査により合格した者に対して与えられるが、受講時間の不足の者に対しては与えられないことがある。その場合には再受講しなければならない。

(4) 他学部・他学科の授業科目の履修について

他学部の授業受講を希望する者は、授業担当教員の承諾を得たうえで、農学部学務係に「他学部授業履修届」を提出するとともに、履修登録する。

他学部・他学科の授業科目を履修する場合には、当該学部・学科の指定履修年次以上でなければならない。

また、所属する学科で開講される授業科目は他学科履修はできない。

(5) 自由科目について

他学部・他学科専門科目を含む専門科目及び教養科目で必要単位数を超えた単位数、並びに教職等資格科目（専門科目）の修得単位のうち、生物資源科学科にあっては20単位までを、応用生命科学科にあっては12単位までを「自由科目」の単位として卒業必要単位数に含めることができる。

(6) 授業時間割表について

1. 授業時間割表は、履修登録期間開始前に学務情報システムトップページにて公開する。
2. 授業時間及び休憩時間は1年を通じて次のとおりである。

1・2時限	8時40分～10時10分
3・4時限	10時20分～11時50分
5・6時限	12時45分～14時15分
7・8時限	14時25分～15時55分
9・10時限	16時5分～17時35分

(7) 履修手続きについて

本年度受講しようとする定期授業について、教養科目、専門科目等すべてを前期及び後期の各定められた履修登録期間内に学務情報システムに登録しなければならない。登録していない場合は受講しても単位は認定されない。

なお、集中講義については、6月および10月に掲示により提示するので、それに従って履修登録すること。

(8) 学務情報システムについて

学務情報システムは、教務等の様々な手続をインターネットにつながっているパソコンの画面上で行うシステムである（詳しくは「全学教育科目履修案内」参照）。

システムを利用するにあたっては、以下の事項を厳守すること。

1. 登録手続期間を確実に守ること
2. 住所や電話番号、メールアドレス等の連絡先を変更した場合、システムに入力し変更手続を確実に履行すること
3. セキュリティや個人情報の侵害となる行為を厳に慎むこと
4. 学生個人のID、パスワードの情報を厳格に管理し他人に漏らさないこと
5. パスワードの定期的変更を確実に行うこと

(9) 休講および補講について

休講の連絡は学務情報システム及び掲示板によって行われる。

静岡県中部地域に暴風又は大雨警報が発令され、公共交通機関（静岡駅発着のJR在来線、大学へ通じる市内路線バス）が不通の場合は以下の措置をとる。

1. 午前7時に上記状況の場合、午前の授業は休講
2. 午前11時に上記状況の場合、午後の授業は休講
3. 集中講義については、学部で個別に判断し学務情報システム等で連絡をする。

休講があった科目においては、後日補講が行われることがある。対象の科目、日時

等は学務情報システム及び掲示によって連絡をする。

(10) 試験について

1. 定期試験.....学期の終りに期日を決めて実施するが、その授業科目及び日程等については1週間前に掲示発表する。

試験にあたって不正行為を行った場合は、当該学期の履修科目（教養科目も含む）の単位をすべて無効とするなど、厳しく処罰される。

2. 追試験.....学部規則第9条により次の場合にのみ追試験を行うことがある。

(ア) 病気（医師の診断書を要する）

(イ) 忌引（1・2親等に限り、死亡の日から原則として1週間以内）

(ウ) その他やむを得ない理由（具体的な事由を証明する資料を要する）

前記の事項に該当し、追試験の施行を希望する者は、試験日から原則として1週間以内に追試験願に必要書類を添え、その科目の担当教員の承認を得たうえで学務係に提出しなければならない。追試験は原則としてその定期試験終了後1か月以内に行う。

3. 再試験.....試験に不合格となった場合、その科目の担当教員の判断により再試験を行う場合がある。

ただし、再試験で合格した場合の評価は「可（60点）」とする。

(11) 成績の通知について

成績は各学期ごと学務情報システムにより各自で確認する。

(12) 成績評価に関する疑義に対する手続について

農学部専門科目の成績評価に関して疑問がある場合は、授業担当教員に直接質問すること。質問したが納得できなかった場合は、その旨を農学部学務係に申し出ることができる。申し出の期限は、次学期の履修登録期間終了日まで（4年生後学期は2月末日まで）とする。

なお、対象科目への成績が進級に影響する場合には、早めに解決する必要があるため、上記期限によらず速やかに申し出ること。

(13) 掲示について

授業関係（試験、休講、教室変更など）及び厚生福祉関係などの学生への通知は、メールだけでなく掲示によって行う場合もあるので見落とさないように注意すること。1日に1回は時間を定めて「農学部掲示板」及び「共通教育A・B棟掲示板」を見る習慣を身につけておくこと。

11. 学生生活及び厚生指導について

学生生活および厚生指導にかかわることは、教務課、学生生活課、就職支援課及び農学部学務係が担当する。（「学生生活の手引き」を十分に参照すること）

(1) 学籍番号

本学における学籍を示すもので試験の答案、諸届の提出及び証明書の申し込み等のときは必ず記入しなければならない。

学籍番号だけで処理される場合もあるので氏名と同様に重要なものである。学籍番号は電算機処理のため8桁の数字を用いている。

(2) 学生証

入学の際全員に交付する。学生証は学生の身分を証明するものであるから常に携帯し、紛失しないよう極力注意すること。

試験、諸証明の申し込み、学生割引乗車券及び定期券の購入、図書館の利用等すべてにわたり学生証により身分が確認され、手続きが成立する。

学生証を紛失又は汚損したときは、速やかに農学部学務係に届け出るとともに、再発行手続（有償）を行うこと。

なお、卒業・退学等により学籍を離れるときは返納すること。

(3) 厚生指導について

学生が有意義な学生生活を送るために学生委員会、就職戦略室、教務委員会、クラス担任教員、学生相談室及び学務係をおいている。

(学生委員会)

学生の厚生指導に関する仕事を担当している。

(就職戦略室)

クラス担任や学生委員会と共に、学生の就職指導に関する仕事を担当している。

(教務委員会)

授業関係など教務全般にわたる仕事を担当している。

(クラス担任教員)

入学年度別の学科ごとに担任教員が決められている。各担任教員は担当学生の指導にたずさわる一方、就職進学の斡旋等、多方面にわたって学生の面倒を見てくれることになっているから、常に遠慮なく相談し、指導を受けることが望ましい。

(学生相談室・修学サポート室)

学生相談室では、学生生活に関するさまざまな問題（学業、人間関係、進学、就職、日常生活のトラブル、心理的なこと）に対して、学生相談員（カウンセラー及び教員）がご相談に応じ、助言や必要な情報を提供します。（共通教育A棟5階501室 電話237 - 7309 ウェブサイト <http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/hyoota/index2.html>）

修学サポート室では、身体障害や発達障害があるため又はコミュニケーションが苦手なために修学上の困難がある学生に対して、専任コーディネーターがご相談に応じ、必要な支援や配慮を提供します。（共通教育A棟5階502室 電話238 - 4333 ウェブサイト <http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/>）

(学務係)

農学部学務係は次の事務を取り扱っている。

1. 入学者選抜に関すること。
2. 学科課程及び授業に関すること。
3. 学外実習に関すること。
4. 入学、退学、転学、休学、復学、留学、卒業に関すること。
5. 除籍に関すること。
6. 教員免許状及び単位に関すること。
7. 学生証、成績証明書その他の証明に関すること。
8. 職業指導及び就職斡旋に関すること。
9. 課外活動及びその施設に関すること。

(学生生活課・就職支援課、共通教育A棟3階)

1. 授業料等免除申請書受理
2. 奨学金申請書受理
3. 通学証明書
4. 学生旅客運賃割引証（学割証）（証明書自動発行機により発行）
5. 学寮及び下宿・アパート案内に関すること。
6. 保健管理に関すること。
7. 学生教育研究災害傷害保険
8. 国民年金関係
9. 就職情報提供・収集、求人票受理・公表
10. 就職相談・助言

(4) 証明書類の交付について

ア. 証明書自動発行機で発行されるもの

- ・在学証明書
- ・卒業見込証明書
- ・学業成績証明書
- ・学生旅客運賃割引証
- ・健康に関する証明書

証明書自動発行機設置場所

共通教育 A 棟 2 F 教務課発行機専用室内 (月～金 8:30～17:00)

共通教育 L 棟 0 F 人文社会科学部学務係室内 (月～金 13:30～17:00)

イ. 農学部学務係へ交付申請し、発行されるもの

- ・単位修得証明書等

証明書を必要とする 3 日前 (土・日・祝祭日を除く) までに申し込むこと。

ウ. 学生生活課 (生活福祉係) へ交付申請し、発行されるもの

- ・通学証明書

[注意]

証明書類の不正使用は絶対にしないこと。特に学割証や学割証で購入した乗車券の貸与、譲渡は禁止されている。不正行為を摘発されたときは、高額の追徴金を徴収され、静岡大学全体が発行停止の処分を受ける等のことにもなるので厳に慎むこと。

通学証明書は現住所最寄駅から学校所在地最寄駅までの区間を乗車する場合に限り利用できる。

学割証の年間使用枚数は 1 人 20 枚である。学割証は発行の日を含めて 3 ヶ月有効であるから年間の使用計画をたて、自分の割当枚数を超過しないようにしなければならない。この学割証は片道 101km 以上を旅行する場合に限り使用することができる。なお、1 回の申請枚数は 4 枚を限度とすること。

私鉄で特別に定められた証明書用紙がある場合は、自分で用紙を準備のうえ、所要事項を記入し、申し込むこと。

(5) 遺失物・拾得物について

大学構内で忘れ物・落し物をしたとき、又は他人の持ち物を拾ったときは、速やかに教務課教務係もしくは農学部学務係へ申し出ること。

(6) 盗難防止及び届出

貴重品や現金及び自転車・バイク等の盗難が毎年多発している。次のことに留意して盗難防止に心掛けること。

ア. 現金等の貴重品

多額の現金は持ち歩かないことを心掛け、銀行・郵便局等のキャッシュカードを利用すること。なお、共通教育 A 棟 1 階北側及び大学会館 1 階にキャッシュ・コーナーが設置してある。

また、下宿先等でも同様の注意が必要である。

現金等の貴重品は、自分の身から離さないこと。特に体育館の更衣室での盗難が多いので、体育の授業の時は担当教員に預けること。

イ. バイク・自転車等

バイク・自転車から離れるときは必ず施錠をすると共に、バイクにはハンドルロックをすること。

ヘルメットは車体に取り付け、施錠して置くこと。

バイク・自転車には車体番号が付されているので、車両ナンバーと共に車体番号も記録しておくこと。

ウ. 学内（駐輪場を含む。）で盗難にあったとき、あるいは不審な者を認めるときは、直ちに教職員又は学務係に届け出ること。学外の場合は、最寄りの交番等に速やかに届け出ること。

(7) 就職指導について

就職に関する各種講習会の企画や就職情報の提供などの全般的な指導は就職戦略室が担当し、個別の就職斡旋や相談については就職戦略室員及びクラス担任教員が担当している。農学部には農学総合棟 2F に就職支援室があり、情報の収集や農学部生向け求人や会社情報などを閲覧することができる。また、全学の就職講習会や企業説明会も適宜開催されている。

(8) 福利厚生について

(静岡大学農学部援護会)

本会は農学部及び大学院総合科学技術研究科農学専攻の学生の勉学、福利厚生等を図ることを目的として設立されている（農学部援護会規約）。

現在、農学祭、新入生歓迎行事等への補助及び就職に関する援助などを行っている。

(大学会館)

大学会館は、教職員と学生及び学生相互の人間関係を深めるとともに教職員及び学

生の福利厚生に寄与した学園生活を豊かにすることを目的として設置されている。会館内の施設内容及び使用申請については、学生生活課（学生企画係）へ問い合わせること。

(談話コーナー)

共通教育棟には、A棟1～4階、C棟3・4階及びL棟2・3階の廊下に、農学部棟には、農学総合棟2～6階にリフレッシュスペース及び交流コーナーを設け、休憩・談話等自由に使用できる。

(学生への貸出物品)

農学部では、次の各種の用具類の貸出しを学務係で行っているため利用されたい。

なお、貸出物品を目的外使用したり又貸したり、返却期間に遅れたりした学生または学生団体は、以後物品の貸出を認めない。

ソフトボール用具・電気コードリール・折たたみ椅子・長机
液晶プロジェクター

(静岡大学生生活協同組合)

大学の学生・教職員で組織している学内厚生事業団体で、食堂・売店等の事業を行っている。出資金(21,000円)を添えて申し込みればすぐに加入でき、食堂・売店等で組合員価格のサービスが受けられる。

(1) 食 堂

第1食堂・第2食堂・第3食堂及びグリルがある。

なお、食堂の利用については生協に問い合わせること。

(2) 売 店

大学生活をしていく上に必要な書籍、文房具及び食料品、衣類、家具、化粧品、電化製品、雑貨等を販売している。

(9) 学生表彰について

本学学生で学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、かつ、学会又は社会的に高い評価を受けた者など、学生の功績に対して表彰する制度がある。

又、農学部学生には、さらに以下のような時の成績優秀者等にたいして表彰する制度がある。

(ア) 2年次終了時点での修得単位の数値化に基づく成績優秀者

(イ) 卒業時における4年次までの修得単位の数値化に基づく成績優秀者

(ウ) プレゼンテーション能力評価に基づく表彰

(エ) 大学院生に対する表彰

(省略)

(10) 学生の懲戒について

学生の懲戒対象行為については、規則に基づきその処分が決定される。学外における交通事故等での法令違反についてもその度合いにより懲戒処分事案とされる場合があるので、社会一般の法令遵守について注意を喚起している。又、定期試験等における不正行為についても、大学内での学生本分としての行為にもとる行為として、厳に注意喚起している。

12. 農学部諸施設について

(1) 農学総合棟の開扉・閉扉

開扉 平日（月～金） 午前 8：00

閉扉 平日（月～金） 午後 8：00

平日の閉扉後並びに土・日・祝祭日等に学部 3・4 年生（3 年生は研究室分属後）、研究生、大学院生等が実験研究のため使用する場合は学生証（4 年生以上は登録済）によってのみ出入りができる。3 年生で入退棟を希望する者は事前に指導教員に申し出る。出入りの際は開扉した後、必ず閉扉を確認する。

(2) 学科が管理する各室の使用

実験室、製図室、情報端末室の使用を希望する者は指導教員に申し出ること。

(3) 講義室の使用

正規の授業時間以外に講義室の使用を希望する場合は、使用願を学務係に提出し、学部長の許可を得なければならない。これらの使用は午前 8 時 30 分から午後 8 時までとするが、特別の場合（集中講義、論文発表会、研究会、学会など）はこの限りではない。

(4) その他の注意事項

ア．構内での喫煙は定められた場所のみで可能である。

イ．校内施設の美化のため紙屑、空ビン、空缶などをみだりに捨てたり、放置しないこと。

ウ．掲示は指定の場所に行うこと。

13. 学内における交通規制等について

(1) 学内における交通規制について

構内には許可車輛以外は乗入れできない。学内から交通事故や騒音を排除するため、別に定める大谷地区構内交通規制要項（「学生生活の手引き」参照）及び同運用方針に従って、構内交通規制を行っているので遵守されたい。二輪車は第1・第2及びバイク・オートバイ専用駐輪場（仮設）・自転車専用駐輪場（仮設）に置くこと。これらの定めは授業のない時間帯でも有効である。

（なお、片山寮生には、正門・学寮間の二輪車の通行に限って許可されている。）

(2) 事故処理について

学内において交通事故等が発生した場合は、直ちに最寄りの部局または守衛所に連絡すること。休日・夜間などの連絡先は正門わきの守衛所（238 - 4444）とする。

なお、学内の事故を警察に連絡する時は、必ず事前に大学に連絡すること。

（「学生生活の手引き」掲載の「こんなときはこちらへ」を参照）

学外における交通事故も増加の一途をたどっており、交通安全について学生諸君の自覚・自重が強く望まれる。事故を起こした場合は学務係に連絡すること。また、指導教員に相談するとよい。

14. 情報基盤センターの利用について

本学には、電子計算機システム及び通信・情報ネットワークを管理運用する学内共同利用施設の情報基盤センター（IPC）がある。

本学の電子計算機システム及び情報ネットワークを利用するためには、アカウント（IDとパスワード）が必要である。アカウントには、教育用アカウントと研究用アカウントがある。

教育用アカウントは、学生証を取得する全ての学生に原則自動発行され、教育用情報端末、IPCメールアドレス、情報コンセント、ホームページ開設のサービスが利用できる。

研究用アカウントは、卒業研究等で研究計算サーバーの利用を希望する学生が所属組織（研究室等）を通して取得することができる。

教育用アカウントの利用開始にあたっては、1年生の「情報処理」の初回授業にて、説明・操作を行うので、必ず出席すること。

情報基盤センターの利用については、静岡大学情報基盤センター利用規則に従うこと。利用規則に違反した者、又はセンターの運営に重大な支障を及ぼすおそれのある場合は、センターの利用の承認が取り消され、又は一定期間利用が停止される。

15. 留 学 に つ い て

大学間交流協定校への留学を希望する学生は、国際交流課（共通教育A棟4階）へ問い合わせること（大学が選考・派遣する留学に限る。）。なお、英語圏に交換留学を希望する場合は、TOEFLの一定のスコアを取得しその成績を証明する必要がある。また、英語圏以外の交換留学を希望する場合は、派遣先言語又はTOEFLの一定のスコアを取得し留学生活に備えることを推奨する。

また、留学を希望する学生は、農学部学務係へ留学届を提出すること。

16. 国立大学法人静岡大学学則

(昭和24年12月21日制定)

(目的、使命)

第1条 国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部及び農学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会学科
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程
情報学部	情報科学科
	行動情報学科
	情報社会学科
理学部	数学科

	物理学科
	化学科
	生物科学科
	地球科学科
工 学 部	機械工学科
	電気電子工学科
	電子物質科学科
	化学バイオ工学科
	数理システム工学科
農 学 部	生物資源科学科
	応用生命科学科

(地域創造学環)

第4条の2 各学部（教育学部を除く。）に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター

理 学 部 放射化学研究施設

農 学 部 地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園

附属静岡小学校

附属浜松小学校

附属静岡中学校

附属浜松中学校

附属島田中学校

附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター

学生支援センター

全学入試センター
国際交流センター
情報基盤センター
防災総合センター
浜松キャンパス共同利用機器センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室
キャンパスミュージアム
高柳記念未来技術創造館

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行なうため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、アジアを中心とする海外で活躍するグローバル人材の育成を戦略的に推進するため、グローバル改革推進機構を置く。

第9条の6 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の7 本学に、全学的な視点から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までにに関する規定は、別に定める。

(学術院)

第13条の2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域
教育学領域
情報学領域
理学領域
工学領域
農学領域
融合・グローバル領域

2 学術院に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手 教頭 教諭 養護教諭
教務職員 技術職員 事務職員 医療職員 その他

第15条 学部に学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

- 2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。
- 3 学部附属の教育研究施設に長を置く。
- 4 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。）を置く。
- 5 学内共同教育研究施設に長を置く。
- 6 附属図書館に館長を置く。
- 7 事務局に事務局長を置く。
- 8 保健センターに所長を置く。
- 9 学術院の領域に領域長を置く。

第15条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

- 2 附属学校に副校長（幼稚園にあつては、副園長）、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

第16条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

- 2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

- 2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

(副学長、学部長等の職務)

第19条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学科長)

第20条 学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。
- 3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

(役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議)

第21条 本学に役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

- 2 本学に、企画戦略会議を置く。
- 3 本学に、評価会議を置く。
- 4 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。
- 5 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。
- 6 学術院の領域に、領域会議を置く。
- 7 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日 (人文社会科学部の夜間主コースを除く。)
- (4) 春季休業 3月25日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時的休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

(1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。

(2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件とし

て学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

- 2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第37条 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第37条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したのに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学士)

第39条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表のとおりとする。

(入学)

第41条 学生を入学させる時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の始めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定

める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会(地域創造学環については地域創造学環運営会議)(以下「教授会等」という。)の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (6) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(転入学)

第45条 他の大学に現に在学する者(我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。)で、本学に転入学を志望する

者があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

- 2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。
- 3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第46条 退学又は除籍後2年以内に、再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

- 2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(入学志望手続)

第47条 入学志望者は、所定の手続きにより、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第48条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部、転学科及び転課程)

第49条 学生で、他の学部に転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 2 学生で、同一学部の他の学科又は地域創造学環に転学科又は地域創造学環を志望する者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。
- 3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(地域創造学環の履修及び履修取りやめ)

第49条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生で、地域創造学環の履修又は履修の取りやめを志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 2 学長は、前項に規定する許可をしたときは、必要に応じて、同項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の学籍を移すものとする。

3 第1項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(他の大学等への入学)

第50条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第51条 学生は、他の大学に転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

(休学)

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

(1) 第28条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者

(4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者

(5) 入学料について、免除が不許可となり、若しくは半額免除が許可された場合又は

徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

(6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第56条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第58条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

第59条 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第61条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第62条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めたとする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学（大学院を除く。）の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めたとする。

- 3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表のとおりとする。
- 6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第42条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。
- 7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。
(聴講生)

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生として入学することのできる者は、第42条の各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めたとする。
- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
- 4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
(特別聴講学生)

第66条 他の大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期交流特別学部学生)

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することができる。

第67条 第63条から前条までにに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部（地域創造学環を含む。）において選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学寮、厚生保健施設)

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続きにより、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

2 退寮する場合も、所定の手続きを取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人学生に対しては、別に定めるもののほか、この学則中學生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和24年6月1日から実施する。

中 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

17. 静岡大学学位規程

(昭和53年7月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究

科長等」という。)に提出するものとする。

- 2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。
(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

- 3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めるときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

- 4 前3項の規程にかかわらず、教育学研究科共同開発学専攻(以下「共同教科開発学専攻」という)にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、光医工学研究科光医工学共同専攻(以下「光医工学共同専攻」という)にあっては、第7条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教授及び准教授のうちから4人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授3人以上を含むものとする。

6 前2項の審査に当たって、教授会が必要と認めるときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同開発学専攻にあっては1年以内に限り、光医工学研究科及び自然科学系教育部にあっては光医工学研究科及び自然科学系教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第16条 教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、教授会構成員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会又は法務研究科教授会が所定の教育課程を修了したと認めるときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 教授会（法務研究科教授会を除く。）が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の

学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科、光医工学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

《一部附則省略》

附 則 (平成25年7月17日規程)

- 1 この規程は、平成25年7月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の静岡大学学位規程第19条の2の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 この規程による改正後の静岡大学学位規程第20条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年1月21日規程第42号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に農学部共生バイオサイエンス学科、応用生物化学科及び環境森林科学科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成29年12月20日規定第39号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

18. 静岡大学学部共通細則

(昭和24年12月21日制定)

(入学宣誓)

第1条 学生は、入学式において入学宣誓をするものとする。

(保証人)

第2条 入学に当たっては、宣誓・保証書を提出しなければならない。この場合において、外国人留学生にあっては、保証人を定めることを要しない。

第2条の2 保証人は、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

第3条 保証人は、父母又は父母に準ずる者でなければならない。

第4条 保証人が住所を変更し、又は身上に著しい変動があった場合は、速やかにこれを学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）に届け出なければならない。

(学生証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、登校の際は、必ずこれを携帯しなければならない。

第6条 学生証は、提出前1か月以内に撮影した、無帽の半身像写真1枚を学部長に提出し、その交付を受けるものとする。

第7条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書室に入れないことがある。

第8条 学生証は、本学職員の検閲請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第9条 削除

第10条 学生証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、学部長等に届け出て、再交付を受けなければならない。

第11条 削除

第12条 学生証は、卒業、退学又は除籍等の場合は、直ちにこれを学部長等に返納しなければならない。

(宿所)

第13条 学生は、毎学年の初めに、その宿所を学部長等に届け出なければならない。

2 宿所変更の場合は、その都度、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(健康診断)

第14条 学生は、学校保健法（昭和33年法律第56号）により健康診断を受けなければならない。

第15条 学部長等は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止す

ることができる。

(団体、集会、出版物、宣伝及び掲示)

第16条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の規則、会員の名簿を添えて、責任代表者から、学部長等を経て学長に届け出なければならない。

2 団体の規則又は届出事項を変更しようとするときも、また前項に同じ。

第17条 団体が学外団体へ参加しようとするときは、その団体の規則、参加の目的、理由を添えて、責任代表者から、学部長等を経て学長に届け出なければならない。

第18条 第16条及び第17条の規定において2学部以上の学生又は地域創造学環及び他学部の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長等を経て学長に届け出なければならない。

第19条 学生が集会をしようとするときは、集会の責任代表者2人以上の連署をもって、集会の目的、期日、場所、参加者の種類及び人員を記載した書類を、所定の期日までに、学部長等に届け出なければならない。

第20条 学生が雑誌、新聞、小冊子、ピラ、ポスター等を作ったときは、そのものを添えて、速やかに学部長等に届け出なければならない。

第21条 学生が学内に掲示をしようとするときは、そのものを添えて、学部長等に届けた後、指定の場所においてなさなければならない。

第22条 第19条から第21条までの規定において2学部以上の学生又は地域創造学環及び他学部の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長等に届け出なければならない。

第23条 学生の団体、学外団体への参加、集会、出版物、掲示等で、本学の教育目的に添わないところがあると認められた場合は、学長又は学部長等がこれを許可しないことがある。

(施設の利用)

第24条 学生及びその団体は、学長又は学部長等の使用許可を得ないで、本学の施設を任意に使用することはできない。

2 前項の許可は、その使用目的、種別、期間、責任者氏名を記した書類を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第25条 この細則を実施するために必要な事項は、学部又は地域創造学環でこれを定めることができる。

附 則

この細則は、昭和25年9月13日から実施する。

《中略》

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

19. 静岡大学単位認定等に関する規程

(平成18年2月15日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人静岡大学学則第30条の2の規定に基づいて、この規程を定める。

(単位認定)

第2条 授業科目の単位認定は、授業科目担当教員が試験その他適切な方法により学修の成果を評価して行う。

(試験)

第3条 試験は、学期ごとに期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。

2 病気その他正当と認められる事由により試験を受けることができなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

3 試験に合格しなかった者に対して、別に定めるところにより再試験を行うことがある。

(成績評価)

第4条 成績の評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の評語で表し、100点満点中90点以上を「秀」、80点以上90点未満を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」とし、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格とし、「不可」を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、「合」及び「否」の評語で表すことができることとし、「合」を合格とし、「否」を不合格とする。

(合格科目の再履修)

第5条 学生は、一度合格と判定された授業科目については、再履修をすることができない。

(試験等における不正行為)

第6条 学生が試験等において不正行為をしたときは、別に定める取扱いにより処置する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、全学教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

20. 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第34条に規定する他の大学等における授業科目の履修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする他の大学等)

第2条 単位認定の対象とすることができる他の大学等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間（学部間を含む。）交流協定締結大学
- (2) 短期留学推進制度（派遣）実施要項（平成8年5月11日文科大臣裁定）に基づく派遣先大学
- (3) 放送大学
- (4) その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学等において授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことが

できるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、他の大学等において修得した単位に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

中 略

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

21. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第35条に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち修学上支障がないと認められるものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (2) 大学の専攻科における学修
- (3) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- (4) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、事前に指導教員に届出せるものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規定に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

中 略（平成18年2月15日規程）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

22. 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第36条に規定する入学前の既修得単位等の単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする入学前の既修得単位等)

第2条 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学則第36条第1項の規定による大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）

(2) 学則第36条第2項の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるもの

ア 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修

イ 大学の専攻科における学修

ウ 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

エ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修

(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修

(4) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修

(5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修

(6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト

ング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、入学した学期の始めまでに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第4条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。

(単位認定)

第5条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第7条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

中 略

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

23. 静岡大学外国人学生規程

(昭和37年12月22日制定)

第1条 国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第68条第2項の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 外国人学生とは、日本の国籍を有しない者で、本学に入学を許可された者をいう。

第3条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学を志望する者（以下「入学志望者」という。）があるときは、当該学部教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の選考を経て、学長が入学を許可する。

第4条 前条の学部学生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 入学の選考は一般入学志望者と同じ方法で行う。

2 第4条第1号又は第5条第1号に該当する者で前項により難い事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

第7条 前条第2項により入学を許可された学部学生については定員外とすることができる。

第8条 入学志望者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、当該学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 第4条第1号に該当する者は、次の書類を提出しなければならない。
 - ア 外国人学生入学願書
 - イ 健康診断書

ウ 写真工 最終出身学校の学業成績証明書及び卒業（修了）証書の写し

(2) 第4条第2号に該当する者は、一般入学志望者と同じ書類を提出しなければならない。

(3) 第5条に該当する者の提出書類は前各号に準ずる。

第9条 本学に編入学及び転入学を志望する者は、第6条から第8条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、特に本学所定の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目等についての学力検査を行い、既に修得した科目単位を換算して、学長は相当年次に入学を許可することができる。

第10条 本学所定の課程を履修し、又は所定の単位を修得したときは、学長は学部長等の認定により学位記、修業証書又は証明書を授与することができる。

第11条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく、国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料はこれを徴収しない。

(2) 大学間交流協定等に特に定めがある場合又は学長が特に必要と認める場合は、外国人学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

第12条 学部長等は、教授会等の議を経て、学長の承認により外国人学生に関する細則を定めることができる。

第13条 学則中学生に関する規定並びに研究生規程、科目等履修生規程、聴講生規程及び特別聴講学生規程は、外国人学生に準用する。

附 則

この規程は、昭和37年12月22日から施行する。

中 略

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

24. 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

(昭和38年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 授業料、入学料及び寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予の取扱いについては、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける者は、学部及び大学院の学生（以下「学生」という。）並びに学部及び大学院に入学する者（聴講生、研究生等として入学する者を除く。以下「入学する者」という。）とする。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第3条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請に基づき、全学学生委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長は授業料を免除することができる。

2 前項に該当した免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限以前の指定された期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）

(2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市町村長の証明書

(3) その他授業料免除申請書に記載されている事項を証明する書類

ア 課税証明書。ただし、必要により経済状況等を証明する書類

イ 身体障害者がある場合は、その手帳の写し

ウ 長期療養者がある場合は、長期療養の確認できる診断書

エ その他、必要な書類

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(休学の場合)

第4条 学生が休学を許可された場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割額」という。）に、休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日にあたるときは、その月）から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期の納付期限後であり、授業料の徴収を猶予されていない者又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。

(死亡、行方不明又は除籍の場合)

第5条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第6条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは当該学生の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項に該当し免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）
 - (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
 - (3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類
 - (4) 災害を受けた場合は、罹災証明書
- 3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けて区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。
- 5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

第3章 入学料の免除

(経済的理由による場合)

第7条 本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難

であり、かつ、学業優秀と認められる者については、委員会の議を経て、学長は、入
学料を免除することができる。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を学
長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

（災害等の場合）

第7条の2 前条第1項に該当する者のほか、大学院に入学する者並びに学部に入
学する者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著
しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除す
ることができる。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学する者若しくはそ
の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を学
長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類

(4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

（免除の額）

第7条の3 入学料の免除の額は、原則として全額又は半額とする。

（死亡又は除籍の場合）

第8条 第13条第1項及び第4項の規定により、入学料の徴収を猶予した期間中に死亡
した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 第13条第5項の規定により、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者若
しくは半額免除を許可された者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡した場合、
又は納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の
全額を免除する。

3 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の
授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

第4章 寄宿料の免除

（死亡、行方不明又は除籍の場合）

第9条 死亡、行方不明、授業料又は寄宿料の未納を理由として学籍を除いた場合は、

未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害の場合)

第10条 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、災害の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、次の書類を、その都度学長に提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除申請書(別紙様式(3))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) 罹災証明書

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、本人(学生が行方不明の場合は学生に代わる者)の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって、納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は当該学生の学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書(別紙様式(4))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の授業料の徴収猶予は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。ただし、その期限は当該年度を超えることはできない。

4 第1項の規定により授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

5 授業料の徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(授業料の月割分納)

第12条 特別の事情があると認められる場合は、第11条第1項に準じ授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納期限は毎月末日とする。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。
 - (1) 授業料月割分納申請書(別紙様式(5))
 - (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
 - (3) その他必要な書類
- 3 第1項の月割分納の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 4 授業料の月割分納を許可し又は不許可とするまでの間は、月割分納の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(入学料の徴収猶予)

第13条 本学に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納期限までに納付が困難であると認められる場合
 - (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、入学料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。
 - (1) 入学料徴収猶予申請書(別紙様式(6))
 - (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
 - (3) その他必要な書類
 - 3 第1項の徴収猶予の期間は、入学後6月以内とし、4月入学者にあつては9月末日まで、10月入学者にあつては3月末日までとする。
 - 4 入学料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。
 - 5 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。)は、その告知をされた

日から起算して14日以内に納付すべき入学金を納付しなければならない。

(延滞金)

第14条 徴収を猶予した入学金にかかる延滞金は、その全額を免除することができる。

第6章 補則

(許可の取消し)

第15条 授業料及び寄宿料の免除又は授業料の徴収猶予の許可決定後、許可理由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

2 入学金の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予期間を越えて、納入すべき入学金を納入しない場合は、その許可を取り消すものとする。

(申請書の様式)

第16条 第3条、第6条、第7条、第7条の2、第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する別紙様式については、学長が別に定める。

(成績優秀者に対する措置)

第17条 学長は、成績優秀者に対する授業料及び入学金の免除に関する措置について別に定める。

(懲戒を受けた者に対する措置)

第18条 学則第57条第1項又は静岡大学大学院規則第34条第1項の規定により訓告、停学又は退学の懲戒を受けた者の授業料の免除(第3条の規定に基づく授業料の免除に限る。)の取扱いについては、その都度委員会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、学長は、授業料、入学金及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規則は、昭和38年4月1日から適用する。
2. 授業料免除ならびに減額に関する規程(昭和27年3月制定)は廃止する。

中 略

《平成17年以前附則省略》

附 則 (平成23年10月12日規則)

この規則は、平成23年10月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規則による改正後の静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則第18条の規定は、この規則の施行日以後に効力が生じた懲戒について、適用する。

25. 静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の 成績優秀者に対する授業料等免除に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部及び地域創造学環（以下「学士課程」という。）並びに大学院人文社会科学研究科、大学院教育学研究科（共同教科開発学専攻を除く。）、大学院総合科学技術研究科情報学専攻、大学院総合科学技術研究科理学専攻、大学院総合科学技術研究科工学専攻及び大学院総合科学技術研究科農学専攻（以下「修士課程等」という。）において、この要項に定める基準を満たす学生のうち特に優秀と認められる者に対して、更なる学修意欲の向上を図るとともに、学修成果を賞讃するため、静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則第17条の規定に基づき、当該学生に係る授業料免除の特例について、必要な事項を定める。

（授業料免除の特例対象者、その基準及び免除する授業料）

第2 授業料免除の特例対象者、その基準及び免除する授業料は、次の表のとおりとする。

授業料免除の特例対象者	授業料免除の特例対象者の基準	免除する授業料
学士課程の第3学年の各1人	Grade Point Averageの値が原則3.30以上であって、第2学年後学期までの既修得単位が62単位以上	第3学年の前学期分の授業料の全額
学士課程（地域創造学環を除く。）の第4学年の各1人	Grade Point Averageの値が原則3.30以上であって、第4学年前学期までの既修得単位が108単位以上	第4学年の後学期分の授業料の全額
修士課程等（大学院総合科学技術研究科工学専攻を除く。）の第2学年の各2人	研究業績が顕著又は第2学年前学期までの成績が優秀	第2学年の後学期分の授業料の全額
大学院総合科学技術研究科工学専攻の第2学年の4人	研究業績が顕著又は第2学年前学期までの成績が優秀	第2学年の後学期分の授業料の全額

(授業料免除の特例対象者の選考)

第3 学部長、地域創造学環長及び研究科長は、授業料免除の特例対象者の選考のため、第2に規定する基準を満たし、特に優秀な人物と認められる者を学長に推薦する。

2 学長は、全学学生委員会の議を経て、授業料免除の特例対象者を決定する。

(特例等)

第4 第2及び第3に規定するもののほか、学長は、役員会の議を経て、戦略的な大学運営を図るため、特に必要と認める場合には、特定の者若干人の授業料半期分の全額を免除することができる。

附 則

1 この要項は、平成24年6月13日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

2 人文学部に在学する者については、第1に「人文社会科学部」とあるのは、「人文学部」と読み替えるものとする。

《附則一部省略》

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

26. 授業料の分納・徴収猶予・免除の方法及び奨学金について

(1) 授業料の分納並びに徴収猶予の方法及び

家庭の事情等によって期日までに授業料が納付困難なため、学則第62条による授業料の月割分納又は徴収猶予の許可を受けようとする者は、事前に学生生活課奨学係に相談すること。(共通教育A棟)

(2) 授業料の免除の方法及び

家庭の事情等によって授業料が納付困難なため、学則第62条による授業料の免除を希望する者は、所定の願書を定められた期日(掲示する。)までに、学生生活課奨学係へ提出しなければならない。このために必要な用紙は同係において交付する。

(3) 奨学金について

本学学生は、選考を経て日本学生支援機構及びその他の育英団体から学資の貸与を受けることができる。奨学生の募集があった場合はその都度掲示(学務部掲示板)するが、以下最も一般的な日本学生支援機構奨学金について説明する。

⑦ 奨学生は、学業優秀、品行方正、身体強健で学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

⑧ 奨学金には、「第一種(無利子)と第二種 きぼう21プラン(有利子)」の制度がある。

⑨ 奨学生に採用されると特別の理由がない限り卒業の時期まで奨学金が貸与される。(金額は入学年度によって異なる。)

⑩ 奨学生志願者は定められた期日までに所定の奨学生願書(本人の父母、兄弟又はこれに代るものの連署を要する。)及び市長村長の証明のある所得証明書を添えて提出する。

⑪ 募集の期日その他については掲示によって知らせる。願書用紙は奨学金募集説明会会場において交付する。

カ 奨学生の採否は日本学生支援機構において決定し学部長を経て本人に通知するとともに学内に掲示する。採用決定者は奨学生証等を受け取り諸般の手続きを済ませた後に奨学金の交付を受けることになる。

キ 奨学金は、指定銀行に各自で設けた預金口座に原則として月1回当月分が振り込まれる。振り込まれた奨学金は、定められた日以降いつでも払い出すことができる。

ク 奨学生は毎年1回大学から学業成績を日本学生支援機構へ報告することになっているので学業成績が不良なものについては要注意の警告が与えられ、その後も成績が向上しなかった場合は、奨学金交付の停止等をされることがある。

ケ ケガや病気のため成業の見込みのないとき、学業成績又は素行が不良となったと

き、貸与を必要としない事由が生じたとき、退学したとき、その他奨学生として適当でないと認められたときは奨学金の交付を廃止される。

コ 貸与金の返還は、規定によって年賦等の方法で返還しなければならない。

27. 静岡大学学生表彰規程

(平成11年3月17日)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日施行）第56条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、かつ、学界又は社会的に高い評価を受けた者
- (2) 本学を卒業する学生で、勉学に精励し、学業成績が特に優秀であると認められる者。
- (3) 課外活動において特に顕著な成績を挙げ、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (4) 社会活動において社会的に高い評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰者の推薦)

第3条 理事又は副学長のうち学長が指名した者、各学部長、地域創造学環長、各研究科長又は自然科学系教育部長は、前条に該当すると認められる者があったときは、教授会、地域創造学環運営会議又は静岡大学全学学生委員会の意見を聴いて、表彰者を学長に推薦する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(事務)

第5条 表彰に関する事務は、学務部学生生活課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

《附則一部省略》

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

28. 静岡大学学生懲戒規程

(平成19年6月29日規程第1号)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 懲戒及び懲戒対象行為 (第3条 第6条)
- 第3章 懲戒手続 (第7条 第14条)
- 第4章 雑則 (第15条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第57条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）の学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

第2章 懲戒及び懲戒対象行為

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類及び効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 登校を停止させること。
- (3) 訓告 懲戒対象行為を戒め、将来にわたって学生の本分にもとる行為を行わないよう注意を喚起すること。

(停学)

第4条 停学は、無期又は有期とし、有期の停学は、1か月以上6か月以下とする。

- 2 無期の停学は、6か月を経過した後、これを解除することができる。
- 3 停学期間の在学期間算入については、学則第59条に定めるところによる。
- 4 停学期間中の試験及び履修手続は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 試験の受験を認めない。
 - (2) 履修手続は、停学中の学生が所属する学部（地域創造学環については、地域創造学環）（以下「学部等」という。）の定める期間に行うことを認める。

(懲戒対象行為)

第5条 学長は、次の各号に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

- (1) 法令に違反する行為
 - (2) 学則その他の本学の諸規則に違反する行為
 - (3) 他人の権利又は利益を害する行為
 - (4) 本学の教育研究を妨げる行為
 - (5) その他学生の本分にもとる行為
- 2 懲戒対象行為の例は別に定める。

(懲戒の量定)

第6条 懲戒の適用に当たっては、懲戒対象行為の態様、動機及び結果、当該学生の経歴及び環境、懲戒対象行為後における当該学生の態度、その他の情状を考慮しなければならない。

第3章 懲戒手続

(学部の調査と懲戒案)

第7条 学生が懲戒対象行為を行ったと思料するときは、当該学生が所属する学部の長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「当該学部長等」という。）は、学部学生委員会（地域創造学環については地域創造学環学生委員会）（以下「学部等学生委員会」という。）に当該行為について調査させる。

- 2 学部等学生委員会は、懲戒対象行為を行ったと疑われる学生を調査するに際しては、当該学生に対して弁解の機会を与えなければならない。
- 3 当該学部長等は、学部等学生委員会の申し立てにより、教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）の意見を聴いて学部等の懲戒案を作成し、学長に提出する。

(学生懲戒委員会の審議)

第8条 学長は、前条第3項の学部等の懲戒案が提出されたときは、学生懲戒委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、当該懲戒案について審査させる。委員会は、全学学生委員会をもってこれに充てる。

- 2 委員会は、前条第3項の学部等の懲戒案について審議し、その結果を学長に報告する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。
- 4 委員会は、第2項に規定する審議に際して、当該学生に対して口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。但し、当該学生に弁明の意思がないことが確認された場合は、弁明の機会を与えたものとみなす。

5 委員会は、当該学生に弁明の機会を与える場合、弁明の日の2週間以上前に、弁明手続に係る事項を当該学生に通知しなければならない。

6 当該学生は、委員会に対して、口頭による弁明において付添人を立ち会わせることを求めることができる。ただし、委員会は、付添人の立会いを認めないときは、弁明の前にその旨及び理由を当該学生に通知しなければならない。

(懲戒の決定と通知)

第9条 学長は、前条第2項に規定する報告を受けたときは、教育研究評議会の議を経て懲戒の決定をする。

2 学長は、前項の懲戒決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

(退学の日及び停学の始期)

第10条 退学の日及び停学の始期は、教育研究評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

(異議申立て)

第11条 第9条第2項に規定する通知を受けた学生は、異議申立書(別紙様式第1号)により学長に対して異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、第9条第1項の懲戒の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

3 学長は、第1項の異議申立てがあった場合、懲戒の執行を停止することができる。

(異議申立てについての決定等)

第12条 学長は、前条第1項の異議申立てがあった場合、委員会に当該異議申立てについて審査させる。

2 委員会は、当該異議申立てについて審議し、その結果を学長に報告する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。

4 学長は、第2項に規定する報告を受け、懲戒を減免する必要があると認めた場合には教育研究評議会の議を経て懲戒を減免する決定をし、異議申立てに理由がないと認めた場合には教育研究評議会の議を経て異議申立棄却の決定をする。

5 学長は、前項の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

(自宅謹慎)

第13条 学長は、修学環境の確保のために特に必要と認めるときには、委員会の議を経て、懲戒の決定以前に当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎期間は、停学期間に算入することができる。

3 自宅謹慎期間中の試験及び履修手続については、第4条第4項の規定を準用する。

(退学の制限)

第14条 当該学部長等は、懲戒の決定以前に当該学生から退学の申し出があったときは、当該学部長等はこれを受理しない。

(無期の停学の解除)

第15条 無期の停学の解除を決定するときは、第7条から第9条までに定める手続を準用する。

第4章 雑則

(準用)

第16条 この規程は、大学院学生の懲戒について準用する。

2 前項の規定に基づき準用するに当たっては、規程中「学部長等」及び「学部等」をそれぞれ「研究科長又は教育部長」及び「研究科又は教育部」と読み替える。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日までに行われた懲戒対象行為に対する懲戒の適用については、この規程による改正後の静岡大学学生懲戒規程の規程にかかわらず、なお従前の例による。

29. 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則

(平成24年11月21日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）「第32条の2の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）において前学期及び後学期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する授業科目（集中講義として開講する授業科目を除く。）とする。

(履修登録上限単位数)

第3条 学生（長期にわたる教育課程の履修に関する規定により、長期履修（学則第37条に規程する長期にわたる教育課程の履修をいう。以下同じ。）を認められた者（以下「長期履修学生」という。）を除く。）の授業科目の履修登録単位数の上限は、各学期24単位とする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程は、各学期26単位とする。

2 長期履修学生の授業科目の履修登録単位数の各学期の上限は、前項に定める各単位数に、申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外の場合は、当該単位数を超える最小2の倍数とする。）とする。

3 前項の規程にかかわらず、長期履修期間を変更した長期履修学生の授業科目の履修登録単位数の各学期の上限は、第1項に定める各単位数に申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数に小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）に、変更前の長期履修期間の残余期間を乗じ、変更後の長期履修期間の残余期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外の場合は、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。ただし、当該単位数が第1項に定める各単位数を超えるときは、同項に定める各単位数とする。

4 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。

5 次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 教職等資格科目のうち、各学部又は地域創造学環（以下「学部等」という。）が指定した授業科目
- (2) 本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目（成績等に基づく履修登録単位数の特例）

第4条 前条各項（第4項及び第5項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

る者は履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

- (1) 直前学期のGPAの値（以下「GPA値」という。）が2.0以上の学生（長期履修学生を除く。以下この号において同じ。）は、26単位まで、また、GPA値2.5以上の学生は、28単位までとする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程の学生は、GPA値2.0以上は、28単位まで、また、GPA値2.5以上は、30単位までとする。
 - (2) 前項に定めるGPA値に該当する長期履修学生は、前条第2項又は第3項の規定に基づき得た単位数に、前号に定める各単位数から前条第1項に定める各単位数を控除して得た単位数を加えて得た単位数までとする。
 - (3) 各学部の教務委員会又は地域創造学環教務委員会が相当の理由があると認めたる者は、各委員会が個別に定めた単位数までとする。
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる手続きは次の各号のとおりとする。
- (1) GPA値は、履修登録期間の終了日の前日までに報告された成績を基に算出する。
ただし、履修登録期間の開始以降にGPA値が下がることで履修登録単位数の上限が低くなった学生で、既に変更後の上限単位数以上を履修登録している場合には、変更前の上限単位数を適用することができる。
 - (2) GPA値及びこれに基づく履修登録単位数の上限は、学務情報システムを利用し各学生に通知するものとする。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、履修登録科目の上限に関する必要事項は、学部等において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規則による改正後の静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

30. 静岡大学研究生規程

(昭和33年5月14日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 研究生を志望する者は、所定の願書に、研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長又は附置研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

2 研究生を志望する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等であるときは、前項に定める書類のほか、当該任命権者の派遣委託書を提出しなければならない。

第3条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

第4条 研究生の選考は、当該学部又は附置研究所において行う。

第5条 授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とし、在学予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。

ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

第6条 研究生を志望する者は、検定料として、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条 研究生の入学選考に合格した者は、入学金として国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条の2 現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等については、前3条規定にかかわらず、授業料、入学金及び検定料を徴収しない。

第8条 納付した授業料、入学金及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第9条 研究生は、途中で退学しようとするときは、その旨を学部長又は附置研究所長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第10条 研究生に適しないと認められた者は、教授会の議に基づき、学部長又は附置研究所長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、昭和33年4月1日から実施する。

中 略

附 則 (平成16年4月1日規程)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

31. 静岡大学科目等履修生規程

(平成4年3月19日制定)

- 第1条 国立大学法人静岡大学学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。
- 第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 第3条 科目等履修生を志望する者は、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。
- 第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。
- 第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。
- 2 授業料は、その年度内の履修予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の最初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。
- 3 特殊教育内地留学生及び現職教員のための任命権者の命により派遣された教員等が併せて科目等履修生として入学する場合は授業料を徴収し、入学料及び検定料は徴収しない。
- 4 受託事業により科目等履修生として受け入れる者の授業料、入学料及び検定料は徴収しないことができる。
- 第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。
- 第8条 科目等履修生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

中 略

附 則 (平成20年9月4日規程)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

32. 静岡大学聴講生規程

(昭和26年3月7日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 聴講生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

第3条 聴講生を志望する者は、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。

第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。

2 授業料は、その年度内の聴講予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の最初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間内に相当する額とする。

3 特殊教育内地留学生及び現職教育のための任命権者の命により派遣された教員等が併せて聴講生として入学する場合は授業料を徴収し、入学料および検定料は徴収しない。

第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第8条 聴講生に適さないと認めた者は、教授会の議に基づき学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、昭和26年4月1日から施行する。

中 略

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

33. 静岡大学特別聴講学生規程

(昭和49年7月17日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 特別聴講学生を志望する者は、所定の願書に授業科目名及び履修期間を記載し、所属する大学又は短期大学の許可書を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。

第4条 特別聴講学生の授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額として、在学予定期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生の授業料は徴収しない。

- (1) 国立の大学又は国立短期大学の学生
- (2) 大学間相互単位互換協定に基づき、授業料を不徴収とする公立の大学若しくは短期大学又は私立の大学若しくは短期大学の学生
- (3) 大学間交流協定に基づき、授業料等を不徴収とする外国人留学生

2 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

第5条 納付した授業料は、いかなる事情があっても還付しない。

第6条 特別聴講学生は、履修した授業科目につき、試験を受け、単位を修得するものとする。

附 則

この規程は、昭和49年7月17日から施行する。

中 略

附 則 (平成18年10月2日規程)

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

34. 静岡大学短期交流特別学部学生規程

(平成22年4月21日)

(趣旨)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

(対象となる学生)

第2条 短期交流特別学部学生（以下「特別学部学生」という。）の対象は、外国の大学の学部学生であり、所属する大学において、本学で短期に教育研究指導を受けることを認められている者とする。

(願出)

第3条 特別学部学生として本学における教育研究を志願する者は、次に掲げる書類を添えて、所属する大学を通じて本学学長に願出しなければならない。

(1) 静岡大学短期交流特別学部学生申請書（別記様式1）

(2) その他本学が必要とする書類

(受入れ許可)

第4条 特別学部学生の受入れは、所属する大学からの願出に基づき、受け入れる学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

(受入れ時期)

第5条 特別学部学生受入れ時期は、本学と所属する大学との協議の上、決定するものとする。

(受入れ期間)

第6条 特別学部学生の受入れ期間は、6か月未満とする。

(施設設備等の利用等)

第7条 特別学部学生は、教育研究を受ける上で必要な施設、設備等を無償で利用することができる。

2 実験及び実習に要する費用は、特別学部学生の負担とすることがある。

(保険等への加入)

第8条 特別学部学生は、所属する大学において、日本国内において適用される学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償責任保険に準ずる保険に加入しなければならない。

(規則等の遵守)

第9条 特別学部学生は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 特別学部学生に係る検定料及び入学料は、納付を要しない。授業料の納付に関する取扱いは次の各号による。

- (1) 本学と学生交流協定（部局間交流協定を含む。）を締結している大学であるときは、授業料の納付を要しない。
- (2) 本学と学生交流協定（部局間交流協定を含む。）を締結している大学以外の学生であるときは、授業料を納付するものとし、その額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定めるところによる。
- (3) 特別学部学生の授業料は、受入れ予定期間に応じた月数に相当する額を、当該期間における当初の月の末日までに納付しなければならない。

（既納の授業料）

第11条 既納の授業料は、これを返還しない。

（経費等の負担）

第12条 特別学部学生の受入れに係る経費等は、当該部局等が負担するものとする。

（受入れ許可の取消し）

第13条 学長は、受入れを許可した学生が、特別学部学生として不相当と認められるときは、所属する大学の長と協議の上、受入れ許可を取消することができる。

2 学長は、前項の受入れ許可の取消しを行おうとするときは、あらかじめ受け入れた学部の教授会の意見を聴くものとする。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、特別学部学生の受入れに関し必要な事項は、国際交流センター管理委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月21日から施行する。

大 学 院

1. 静岡大学大学院規則

(昭和39年4月27日制定)

第1章 総 則

(大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

光医工学研究科

法務研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年だけの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程は、法科大学院の課程として取り扱うものとする。

- 2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、法科大学院の課程においては、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻
教育学研究科	学校教育研究専攻 共同教科開発学専攻 教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻
光医工学研究科	光医工学共同専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻
法務研究科	法務専攻

- 2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規程する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。
- 3 前項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

（収容定員）

第7条 大学院の収容定員は、別表 のとおりとする。

（標準修業年限、在学年限）

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程及び法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程には4年、博士課程及び法科大学院の課程には6年（第51条に定める法科大学院の課程の法学既修者については、在学したとみなされる期間を含み、5年）を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究の成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

（授業及び研究指導）

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

（成績評価基準等の明示）

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示すると

もに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実技・実習・実験	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審

- 査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年）以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
 - 3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。）の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年（修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
 - 4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得した者について行う。
 - 5 法科大学院の課程修了の認定は、当該課程に3年（法学既修者については、在学したとみなされる期間を含む。）以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定めるGPAの値の要件を満たした者について行う。

（教員免許状）

第18条 教員職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

- 2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表 のとおりとする。

（単位の認定）

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

- 2 前項にかかわらず、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学 位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を、法科大学院の課程を修了した者には法務博士（専門職）の学位を授与する。ただし、博士の学位

は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。）第104条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその

後に入学させる場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
 - (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 前項第10号から第13号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。
- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
 - (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条の2第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該

課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第24条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続)

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料（入学料の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会（第42条第12項に規定する教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会等が認定する。

(進学)

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上修学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程においては通算2年を、博士課程及び法科大学院の課程においては通算3年（法科大学院の課程の法学既修者については、2年）を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

（再入学）

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

（転入学）

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

（転学）

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

（留学）

第32条 学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

（退学）

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

（懲戒）

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

- (2) 停学
- (3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて除籍する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学料及び検定料

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に際し、必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
- (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3 研究科等における研究指導は、研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

- 4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
 - 5 教育学研究科共同開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導補助は、第1項から前項までの規程に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)
 - 6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。
- 第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

- 2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。
(研究科長等)

第41条 各研究科に科長を置く。

- 2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。
- 3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。
(研究科委員会等)

第42条 大学院の管理運営のため、人文社会科学研究科、教育学研究科及び法務研究科に研究科委員会を、総合科学技術研究科及び創造科学技術大学院に教授会を置く。

- 2 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、 大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。
(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授

研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

- 2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあっては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者、博士課程にあっては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者とする。
- 3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において選考のうえ、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認められた者とする。
- 3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表のとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

- 2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認められた場合には、入学を許可することができる。
- 3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(授業の方法等)

第49条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第50条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(法学既修者)

第51条 法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)にあつては、1年の範囲で法務研究科が認める期間在学し、30単位の範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすものとする。

2 法学既修者の認定については、法務研究科の定めるところによる。

(法務研修生)

第52条 法務研究科は、法務研究科を修了した者が、法務研究科の学修支援の下で司法試験受験のための自学自習を行う者(以下「法務研修生」という。)として本学の施設、設備等の利用を希望するときは、これを受け入れることができる。

2 法務研修生について必要な事項は、法務研究科の定めるところによる。

第12章 雑 則

第53条 この規定に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

《一部改正規程附則省略》

附 則 (平成29年12月20日規則第38号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則第28条、第29条、第32条及び第35条に掲げる規定は、平成29年12月20日から適用する。

別表 (第7条関係) 抜粋

学生収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程 又は博士前期課程	
		入学定員	収容定員
総合科学技術研究科	情報学専攻	60	120
	理学専攻	70	140
	工学専攻	262	524
	農学専攻	87	174
	計	479	958

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第3条の規程にかかわらず、平成27年3月31日に当該研究科に在籍する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表の規程にかかわらず、平成27年度における総合科学技術研究科、情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名等	収容定員
総合科学技術研究科	農学専攻	87
農学研究科	共生バイオサイエンス専攻	34
	応用生物化学専攻	35
	環境森林科学専攻	18
	計	87

別表 (第18条関係) 抜粋

研究科名	免許状の 種類	高等学校教諭 専修免許状
	専攻名	
総合科学 技術研究科	農学専攻	理科、農業

2. 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則

(趣旨)

第1条 静岡大学大学院総合科学技術研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、イノベーションや社会的技術的課題の解決のために個別的な専門分野を越えて柔軟に対応することができ、ますます進展するグローバル社会化の中で、国際的な場面で活躍できる理工系人材の育成を目的とする。

(専攻)

第3条 研究科は、大学院規則第5条に規定する次の専攻で構成する。

情報学専攻

理学専攻

工学専攻

農学専攻

2 前項に規定する専攻の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報学専攻は、情報科学と情報社会学を融合させた情報学についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備え、望ましい高度情報社会の構築に積極的に貢献しうる人材の育成を目的とする。
- (2) 理学専攻は、高度な科学技術社会の中で、基礎科学に基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指し、社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とする。
- (3) 工学専攻は、ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成することを教育の目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。
- (4) 農学専攻は、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

(コース)

第4条 前条第1項に規定する専攻に、次のコースを置く。

情報学専攻 情報学コース

理学専攻 数学コース

	物理学コース
	化学コース
	生物科学コース
	地球科学コース
工学専攻	機械工学コース
	電気電子工学コース
	電子物質科学コース
	化学バイオ工学コース
	数理システム工学コース
	事業開発マネジメントコース
農学専攻	共生バイオサイエンスコース
	応用生物化学コース
	環境森林科学コース
	農業ビジネス起業人育成コース

(研究科長及び副研究科長)

第5条 研究科に、研究科長及び副研究科長を置く。

2 研究科長及び副研究科長の選考及び任期については、別に定める。

(専攻長等)

第6条 第3条第1項に規定する専攻に専攻長を、第4条に規定するコースにコース長を置く。

2 専攻長及びコース長に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導の担当)

第7条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

3 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

4 研究指導の補助は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

(指導教員)

第8条 研究科における研究指導を行うため、学生ごとに指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を担当する教員のうちから、静岡大学大学院総合科学技術研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める。

3 副指導教員は、研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。

(教育方法の特例)

第9条 教授会が特別の必要があると認めるときは、情報学専攻及び工学専攻の学生に対し、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科における授業科目及び単位数は、別表 のとおりとする。

(履修方法)

第11条 学生は、別表 に定めるところにより修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

(他の専攻における授業科目の履修)

第12条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、所属する専攻以外の専攻の授業科目を履修することができる。

(他の研究科における授業科目の履修)

第13条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、大学院規則の定めるところにより、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に、研究科、他の研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科に入学した後の研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(他の専攻の授業科目の履修等により修得した単位の修了要件の取扱い)

第16条 第12条及び第13条の規定により修得した単位並びに第14条の規定により研究科における授業科目の履修により修得したとみなす単位の課程修了の要件の取扱いについては、別表 の定めるところによる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第17条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第18条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、成績評価に基づき当該授業科目の担当教員が行う。

- 2 他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位及び入学前の既修得単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教授会が行う。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の提出)

第19条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出することができる。

- 2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、研究科長に提出するものとする。
- 3 研究科長は、前項の修士論文又は特定の課題についての研究の成果を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査)

第20条 教授会は、研究科長から修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 2 前項の審査には、講師又は助教のいずれか1人を含めることができる。
- 3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めるときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 4 審査委員は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第21条 課程修了の認定は、研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第22条 課程を修了した者に対する修士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めると

ころによる。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 修了に必要な単位数 (第11条、第16条関係)

農学専攻

科目区分 コース名	研究科 共通科目	コース 必修科目	コース 選択科目	合計
共生バイオサイエンスコース	4 単位以上	12単位	14単位以上	30単位以上
応用生物化学コース	4 単位以上	12単位	14単位以上	30単位以上
環境森林科学コース	4 単位以上	12単位	14単位以上	30単位以上
農業ビジネス起業人育成コース		12単位	18単位以上	30単位以上

コースごとの所定の単位の内訳は以下のとおりである。

【共生バイオサイエンスコース】

コース必修科目「共生バイオサイエンス特別研究」(12単位)を修得していること。

研究科共通科目から4単位以上を修得していること。

コース選択科目から14単位以上を修得していること。ただし、指導教員の許可を得て、4単位を超えて修得した研究科共通科目、他コース、他専攻、他研究科、他大学院で開講する科目から10単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。

【応用生物化学コース】

コース必修科目「応用生物化学特別研究」(12単位)を修得していること。

研究科共通科目から4単位以上を修得していること。

コース選択科目から14単位以上を修得していること。ただし、指導教員の許可を得て、4単位を超えて修得した研究科共通科目、他コース、他専攻、他研究科、他大学院で開講する科目から10単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。

【環境森林科学コース】

コース必修科目「環境森林科学特別研究」(12単位)を修得していること。

研究科共通科目から4単位以上を修得していること。

コース選択科目から14単位以上を修得していること。ただし、指導教員の許可を得て、4単位を超えて修得した研究科共通科目、他コース、他専攻、他研究科、他大学院で開講する科目から10単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。

【農業ビジネス起業人育成コース】

コース必修科目「農業ビジネス特別研究」(12単位)を修得していること。

コース選択科目から18単位以上を修得していること。この場合において、当該18単位には、「先進的農業ビジネス経営論」、「農産物流通・マーケティング論」、「経営管理技術特論」、「農業政策・知的財産戦略特論」、「栽培技術特論」、「植物環境調節学特論」、「植物工場論」、「植物保護学特論」、「先端生産管理技術特論」、「資源活用論」、「品質管理論」、「ビジネスプランニング演習」、「農業ビジネス総合演習」、「財務管理演習」、「園芸作物生理学演習」及び「施設環境制御学演習」のうちから修得した8単位を含んでいなければならない。また、指導教員の許可を得て、研究科共通科目、他コース、他専攻、他研究科、他大学院で開講する科目から10単位までを選択科目の単位数に含めることができる。

3. 年次別開講農学専攻授業科目表

別表 専攻別授業科目表 (第10条関係)
研究科共通科目

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
研 究 科 共 通 科 目	現代経営論	2	講義	1・2	
	知的財産論	2	講義	1・2	
	希少資源戦略論	2	講義	1・2	
	先端機器分析科学	2	講義	1・2	
	先端機器分析科学	2	講義	1・2	
	フロンティア科学特論	1	講義	1・2	
	フロンティア科学特論	1	講義	1・2	
	科学技術者倫理	2	講義	1	
	現代科学の最前線	1	講義	1・2	
	現代科学の最前線	1	講義	1・2	
	科学コミュニケーション演習	1	演習	1・2	
	科学コミュニケーション演習	1	演習	1・2	
	環境科学特論	2	講義	1	
	科学技術政策特論	2	講義	1・2	
	マーケティング論	2	講義	1・2	
	情報システム論	2	講義	1・2	
	情報セキュリティマネジメント論	2	講義	1・2	
	応用数学概論	2	講義	1・2	
	応用数学特論	2	講義	1・2	
	量子工学特論	2	講義	1・2	
	工学基礎化学特論	2	講義	1・2	
	工学基礎化学特論	2	講義	1・2	
	応用生命科学概論	2	講義	1・2	
	応用プログラミング	2	演習	1・2	
システム・ネットワーク論	2	講義	1・2		
コミュニケーション論	2	講義	1・2		

情報資源総論	2	講義	1・2
情報社会セキュリティ論	2	講義	1・2
先端フィールド科学特別演習	1	演習	1・2
統合オミックス特論	2	講義	1・2
統合オミックス特論	2	講義	1・2
分子構造解析特論	2	講義	1・2
分子構造解析演習	1	演習	1・2
次世代シーケンサーWET演習	1	演習	1・2
次世代シーケンサーDRY解析演習	1	演習	1・2
災害情報学特論	2	講義	1・2
津波工学特論	2	講義	1・2
リスクマネジメント概論	2	講義	1・2
地震災害論	1	講義	1・2
火山災害論	1	講義	1・2
環境システム工学	1	講義	1
Science and Technology in Japan	2	講義	1・2
Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	講義	1・2
Professional Presentations in English	1	演習	1・2
English Thesis Writing	1	演習	1・2
大学院キャリアデザイン	1	講義	1・2
大学院インターンシップ	1	実習	1・2
スクールインターンシップ	4	実習	1
海外大学交流研修	2	実習	1・2
創造科学技術入門セミナー	1	講義	1・2
創造科学技術入門セミナー	1	講義	1・2
創造科学技術インターンシップ演習	1	演習	1・2
創造科学技術先端機器分析演習	1	演習	2
創造科学技術先端機器分析演習	1	演習	2

農学専攻 共生バイオサイエンスコース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備 考
コース必修科目	共生バイオサイエンス特別研究	12	実験	1～2		
コース選択科目	農学特別演習	2	演習	1・2		
	農学特別演習	1	演習	1・2		
	生命環境倫理学特論	2	講義	1・2		
	果樹園芸学特論	1	講義	1・2		農
	花卉園芸学特論	1	講義	1・2		農
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2		農
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2	理	
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2		農
	果樹園芸学演習	2	演習	1・2		農
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2		農
	野菜園芸学演習	2	演習	1・2		農
	収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理	
	青果保蔵学演習	2	演習	1・2		農
	果樹機能開発学演習	2	演習	1・2		農
	害虫防除学特論	1	講義	1・2		農
	応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理	
	植物病理学特論	1	講義	1・2		農
	植物病原細菌学特論	1	講義	1・2	理	
	植物分子遺伝学特論	1	講義	1・2	理	
	ゲノミクス遺伝学特論	1	講義	1・2	理	
	農業生態学特論	1	講義	1・2		農
	バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2	理	
	害虫防除学演習	2	演習	1・2		農
植物病理学演習	2	演習	1・2		農	
植物病原細菌学演習	2	演習	1・2	理		
植物分子遺伝学演習	2	演習	1・2	理		
遺伝子工学演習	2	演習	1・2	理		

農業生態学演習	2	演習	1・2	農
バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理
環境社会学特論	1	講義	1・2	農
持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2	農
生態学特論	1	講義	1・2	
環境微生物学特論	1	講義	1・2	理
保全生物学特論	1	講義	1・2	理
土壌微生物学演習	2	演習	1・2	農
持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2	農
生態学演習	2	演習	1・2	理
環境微生物学演習	2	演習	1・2	理
環境社会学演習	2	演習	1・2	農
農業経営経済学特論	1	講義	1・2	農
環境情報学特論	1	講義	1・2	
生態影響評価学特論	1	講義	1・2	農
住環境科学特論	1	講義	1・2	農
実践園芸学特論	1	講義	1・2	
農業経営経済学演習	2	演習	1・2	農
生命環境倫理学演習	2	演習	1・2	農
バイオマス環境学演習	2	演習	1・2	農
環境情報学演習	2	演習	1・2	
実践コミュニティ特論	2	講義	1・2	
実践コミュニティ論演習	2	演習	1・2	
実践園芸学演習	2	演習	1・2	
共生バイオサイエンス特別講義	1	講義	1・2	
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Advanced Agricultural Society and Science	1	講義	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	

農学専攻 応用生物化学コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース 必修科目	応用生物化学特別研究	12	実験	1～2		
コース 選択科目	農学特別演習	2	演習	1・2		
	農学特別演習	1	演習	1・2		
	植物化学	1	講義	1・2	農	
	植物化学演習	2	演習	1・2	農	
	植物化学演習	2	演習	1・2	農	
	生物化学特論	1	講義	1・2	理	
	生物化学演習	2	演習	1・2	理	
	生物化学演習	2	演習	1・2	理	
	食品栄養化学特論	1	講義	1・2	農	
	食品栄養化学演習	2	演習	1・2	農	
	食品栄養化学演習	2	演習	1・2	農	
	動物生理学特論	1	講義	1・2	理	
	動物生理学演習	2	演習	1・2	理	
	動物生理学演習	2	演習	1・2	理	
	細胞生物学特論	1	講義	1・2	理	
	細胞生物学演習	2	演習	1・2	理	
	細胞生物学演習	2	演習	1・2	理	
	応用微生物学特論	1	講義	1・2	農	
	応用微生物学演習	2	演習	1・2	農	
	応用微生物学演習	2	演習	1・2	農	
	生物工学特論	1	講義	1・2	理	
	生物工学演習	2	演習	1・2	理	
	生物工学演習	2	演習	1・2	理	
植物機能生理学特論	1	講義	1・2	理		
植物機能生理学演習	2	演習	1・2	理		
植物機能生理学演習	2	演習	1・2	理		
農学特別演習	2	演習	1・2			

応用生物化学特別講義	1	講義	1・2
応用生物化学特別講義	1	講義	1・2
生物産業特論	1	講義	1・2
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2
Advanced Organic Chemistry of Natural Products	2	講義	1・2
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2
Advanced Chemistry for Biorefinery	2	講義	1・2
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2
Advanced Biomaterial Process	2	講義	1・2
Chemistry and Biochemistry of Wood Components	2	講義	1・2

農学専攻 環境森林科学コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備 考
コース 必修科目	環境森林科学特別研究	12	実験	1～2		
コース 選択科目	農学特別演習	2	演習	1・2		
	農学特別演習	1	演習	1・2		
	環境森林科学概論	2	講義	1・2	農	
	Advanced Forest Ecology	2	講義	1・2	農	
	造林学特論	2	講義	1・2	農	
	砂防工学特論	2	講義	1・2	農	
	林業工学特論	2	講義	1・2		
	森林生理生態学特論	2	講義	1・2		
	森林生態学演習	2	演習	1・2	農	
	砂防工学演習	2	演習	1・2	農	
	森林生態管理学演習	1	演習	1・2	農	
	改良木材学特論	2	講義	1・2	農	
	木質構造学特論	2	講義	1・2	農	
	セルロースナノファイバー科学	2	講義	1・2	農	
	木質生化学特論	2	講義	1・2	理	
	高分子複合材料学特論	2	講義	1・2	理	
	改良木材学演習	2	演習	1・2	農	
	住環境構造学演習	2	演習	1・2	農	
	改良木材学演習	2	演習	1・2	農	
	木質生化学演習	2	演習	1・2	理	
木質生化学演習	2	演習	1・2	理		
高分子複合材料学演習	2	演習	1・2			
高分子複合材料学演習	2	演習	1・2			
住環境構造学演習	2	演習	1・2	農		
Chemistry and Biochemistry of Wood Components	2	講義	1・2			
Environmental Remote Sensing	2	講義	1・2			
Field Lecture in Temperate Forest Ecosystems around Mt. Fuji	2	講義	1・2			

	Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
	Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
	森林圏総合演習 A	1	演習	1・2	
	森林圏総合演習 B	1	演習	1・2	
	山岳科学概論 A	1	講義	1・2	
	山岳科学概論 B	1	講義	1・2	
コース選択科目 (山岳科学 関連項目)	山岳科学実践スキル A	1	演習	1・2	修了単位に 含めることは できない
	山岳科学実践スキル B	1	演習	1・2	

農学専攻 農業ビジネス起業人育成コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備 考
コース 必修科目	農業ビジネス特別研究	12	実験	1～2		
コース 選択科目	農学特別演習	2	演習	1・2	農 農 農 理 農 農 農	この16科目のうちから、8単位以上を選択必修
	農学特別演習	1	演習	1・2		
	先進的農業ビジネス経営論	1	講義	1・2		
	農産物流通・マーケティング論	1	講義	1・2		
	経営管理技術特論	1	講義	1・2		
	農業政策・知的財産戦略特論	1	講義	1・2		
	栽培技術特論	1	講義	1・2		
	植物環境調節学特論	1	講義	1・2		
	植物工場論	1	講義	1・2		
	植物保護学特論	1	講義	1・2		
	先端生産管理技術特論	1	講義	1・2		
	資源活用論	1	講義	1・2		
	品質管理論	1	講義	1・2		
	ビジネスプランニング演習	1	演習	1・2		
	農業ビジネス総合演習	1	演習	1・2		
	財務管理演習	1	演習	1・2		
	園芸作物生理学演習	1	演習	1・2		
	施設環境制御学演習	1	演習	1・2		
	果樹園芸学特論	1	講義	1・2		
	花卉園芸学特論	1	講義	1・2		
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2		
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2		
害虫防除学特論	1	講義	1・2			
植物病理学特論	1	講義	1・2			
持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2			
農業経営経済学特論	1	講義	1・2			
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2			

4. 山岳科学教育プログラムの履修について

教育プログラム

山岳科学教育プログラムは、総合科学技術研究科が開設している教育プログラムです。山岳科学教育プログラムは、環境森林科学コースの学生が履修することができ、気候変動（地球温暖化等）や突発現象（豪雨、崩壊等）を含む、山岳域で顕著化する諸問題に対処できる人材の育成を目指します。連携大学（筑波大学、信州大学、山梨大学）と協力し、野外、特に山岳フィールドに立脚した分野融合型教育を推進することで、防滅災や生態系保全など山岳域の統合的かつ持続的な管理に必要な知識について学びます。

履修方法

環境森林科学コースの指導教員と十分に協議した後、「山岳科学教育プログラム履修願」を農学部学務係へ提出してください。本プログラムは連携大学との協議のもとに進めるため、履修を選択する学生は、指導教員と十分に協議の上、受講する科目を決め、授業担当教員及び学務係に速やかに申告してください。また、途中で受講を取りやめる場合には、必ず授業担当教員に申し出るとともに、指導教員及び学務係にも速やかに連絡してください。

修了認定の要件

山岳科学教育プログラムの修了認定には、教育プログラム対象科目の中から所定の単位以上を修得する必要があります。

- (1) 開講科目 年次別開講農学専攻授業科目表（142ページ～143ページ）を参照
- (2) 履修基準

修了に必要な履修科目単位数

コース名	研究科共通科目	コース必修科目	コース選択科目	合計
環境森林科学コース	4単位以上	12単位	16単位以上	32単位以上

コース選択科目のうち「山岳科学概論A」「山岳科学概論B」「山岳科学実践スキルA」「山岳科学実践スキルB」を必ず修得すること。

修了認定の手続

- (1) 教育プログラムの修了認定を希望する学生は、研究科が指定する期日までに、教育プログラム認定申請書を農学部学務係に申請してください。
- (2) 育プログラムの修了認定は、教授会の議を経て、研究科長が認定します。
- (3) 研究科長は、教育プログラムの修了認定を行った学生に対し、教育プログラム修了証を授与します。

5. 副専攻プログラムの履修について

副専攻制度について

修了要件単位（30単位）以外に、副専攻を希望する専攻・コースの対象科目の中から8単位以上履修した場合、申請により副専攻修了証が授与される制度です。なお、専攻内の他コースだけでなく、他専攻・コースを副専攻とすることもできます。

申請

副専攻対象科目は、147ページ以降に記載してありますので、副専攻を希望する専攻・コースの条件をよく確認したうえで履修してください。

他専攻の科目を履修申請する場合は、指導教員の許可を得た後、農学部学務係で他専攻科目履修の手続きをしてください。本専攻内で他コースを副専攻として履修を希望する場合、事前の申請は必要ありません。

副専攻プログラム

各専攻、コース、分野（共通科目）の副専攻対象科目及び認定の条件は、下記及び表のとおりです。

学生の選択により、主専攻のほか、副専攻の履修ができるように、コース専門科目及び研究科共通科目のなかに指定された分野（各専攻・コースに対応した分野及び「防災」「生物情報科学」「アジアブ リッジプログラム」の専攻横断的分野）の副専攻科目群を置き、8単位以上の履修をそれぞれの分野の副専攻認定の条件とします。

副専攻修了認定

1. 副専攻の修了認定を希望する学生は、修了時まで、当該副専攻プログラムから8単位以上修得してください。
2. 副専攻修了認定を希望する学生は、指定された期日までに農学部学務係で所定の事務手続きを完了してください。
3. 副専攻修了認定は、教授会の議を経て、研究科長が認定します。
4. 研究科長は、副専攻修了認定を受けた学生に修了したことを証明する修了証を授与します。なお、修了認定に必要な8単位のうち4単位以上修得した学生に対し、申請により、副専攻修了見込証明書を発行します。
5. 副専攻修了を証明する書類は前記4の修了証のほかは別途に証明書は発行しません。

副専攻履修科目の単位

副専攻の修了要件と主専攻の修了要件は独立に定められているので、それぞれに必要な単位を履修するようにしてください。

情報学専攻

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	システム・ネットワーク論	2	この4科目のうちから、 2単位以上を修得すること
	コミュニケーション論	2	
	情報資源総論	2	
	情報社会セキュリティ論	2	
コース選択科目	ソフトウェア工学	2	この13科目のうちから、 6単位以上を修得すること
	アーキテクチャ設計論	2	
	データ工学	2	
	ネットワークシステム論	2	
	認知科学論	2	
	知的インターフェース論	2	
	音声情報処理論	2	
	画像情報処理論	2	
	デジタルコンテンツ特論	2	
	情報システム設計論	2	
	地理情報科学特論	2	
	情報政策特論	2	
	言語理論特論	2	

理学専攻数学コース

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	代数学特論	2	この13科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	代数系特論	2	
	幾何学特論	2	
	幾何系特論	2	
	解析学特論	2	
	解析系特論	2	
	数理論理学特論	2	
	数学基礎論特論	2	
	確率論特論	2	

	複素解析学特論	2
	位相数学特論	2
	組合せ数学特論	2
	公理的集合論特論	2

理学専攻物理学コース

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	物理学特別演習	2	この15科目のうちから、 8単位以上を修得する こと
	物理学特別演習	2	
	数理物理学特論	1	
	多体系数理特論	2	
	量子光学特論	2	
	相対論的量子力学特論	2	
	素粒子物理学特論	2	
	物性物理学特論	2	
	実験物理学特論	1	
	プラズマ実験学特論	1	
	生物物理学特論	2	
	物理学特別講義	1	
	物理学特別講義	1	
	物理学特別講義	1	
物理学特別講義	1		

理学専攻化学コース

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	構造物理化学特論	2	この25科目のうちから、 8単位以上を修得する こと
	光物理化学特論	2	
	分子動力学特論	2	
	遺伝生化学特論	2	
	生化学特論	2	
	核酸構造化学特論	2	

無機化学特論	2
無機固体化学特論	2
無機量子化学特論	2
有機化学特論	2
有機金属化学特論	2
有機超分子化学特論	2
構造有機化学特論	2
放射線測定・解析特論	1
放射能利用分析特論	1
放射科学特別演習	1
先進放射化学特論	2
先進エネルギー化学特論	2
放射線管理学特別実習	1
化学特別講義	1
化学特別講義	1
化学特別講義	1
化学特別講義	1
化学特別講義	1
化学特別講義	1
化学特別講義	1

理学専攻生物科学コース

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	細胞生物学特論	1	この30科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	細胞生物学特論	1	
	発生生物学特論	1	
	発生生物学特論	1	
	分子生物学特論	1	
	分子生物学特論	1	
	分子遺伝学特論	1	
	分子遺伝学特論	1	
	内分泌学特論	1	
	内分泌学特論	1	

動物生理学特論	1
動物生理学特論	1
神経科学特論	1
神経科学特論	1
微生物学特論	1
微生物学特論	1
植物発生学特論	1
植物発生学特論	1
植物生理学特論	1
植物生理学特論	1
分子発生学特論	1
分子発生学特論	1
植物分類学特論	1
植物分類学特論	1
バイオ知財学特論	1
バイオ知財学特論	1
生物科学特別講義	1
生物科学特別講義	1
生物科学特別講義	1
生物科学特別講義	1

理学専攻地球科学コース

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	進化古生物学特論	2	この11科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	多様性生物学特論	2	
	構造地質学特論	2	
	地球化学特論	2	
	第四紀学特論	2	
	海洋学特論	1	
	古動物学特論	2	
	地球微生物学特論	2	
	地震学特論	2	

マグマ学特論	2
Agent-based Modeling	2

工学専攻機械工学コース

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件	
コース 選択科目	コア 専門 科目	宇宙工学特論	2	この9科目のうちから、 4単位以上を修得する こと
		流体力学特論	2	
		応用熱工学特論	2	
		材料強度設計	2	
		ロボット工学特論	2	
		生産システム特論	2	
		信号処理	2	
		フォトニクス工学	2	
		メカトロニクス特論	2	
	一般 専門 科目	航空工学特論	2	この13科目のうちから、 4単位以上を修得する こと
		環境エネルギー工学特論	2	
		応用熱工学特論	2	
		複合材料工学	2	
		塑性理論	2	
		数値塑性力学	2	
		振動工学特論	2	
		情報工学特論	2	
		マルチフィジックス	2	
		超精密計測	2	
マイクロメカニクス	2			
振動・波動工学	2			
ヒューマンセンシング	2			

工学専攻電気電子工学コース

印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	コア 専門科目	応用エレクトロニクス特論	2	この7科目のうちから、 8単位以上を修得する こと
		デジタル計測工学特論	2	
		デジタル通信システム特論	2	
		視聴覚情報処理	2	
		電機エネルギー変換工学特論	2	
		システム制御工学特論	2	
		Advanced Signal Processing for Engineers	2	

工学専攻電子物質科学コース

印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	コア 専門科目	Advanced Solid State Physics	2	この25科目のうちから、 8単位以上を修得する こと。 ただし、工学専攻電気 電子工学コースの学生 は「Advanced Solid State Physics」及び 「集積電子回路工学特 論」を除く23科目から、 8単位以上を修得する こと。
		集積電子回路工学特論	2	
		Advanced Quantum Electronics	2	
		Nanomaterials	2	
		Advanced Energy Chemistry	2	
	一般 専門科目	プラズマエレクトロニクス	2	
		結晶工学	2	
		半導体電子物性論	2	
		半導体光物性論	1	
		熱電デバイス物性論	1	
		波動光学特論	2	
		量子電子物性	2	
		ナノ構造物の電気伝導論	2	
		量子効果デバイス	2	
		光デバイス特論	2	
		電子ディスプレイ工学	1	
		無機材料特論	2	
高分子材料特論	1			
光機能材料特論	2			

	エネルギー材料特論	2
	固体表面科学特論	2
	材料物性特論	2
	材料評価特論	1
	電子物質科学特別講義第一	1
	電子物質科学特別講義第二	1

工学専攻化学バイオ工学コース

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件	
コース選択科目	コア専門科目	無機化学特論	2	この9科目のうちから、6単位以上を修得すること
		物理化学特論	2	
		ケミカルバイオロジー特論	2	
		バイオマテリアル特論	2	
		パイオプロセス特論	2	
		Advanced Organic Chemistry	2	
		Advanced Chemical Engineering	2	
		Advanced Biochemical Engineering	2	
	Advanced Bio-functional Molecules	2		
	一般専門科目	応用化学特論	2	この4科目のうちから、2単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻数理システム工学コースの学生は「Environmental Engineering」を除く3科目のうちから、2単位以上を修得すること。
		バイオ応用工学特論	2	
Environmental Engineering		2		
Advanced Molecular Biology		2		

工学専攻数理システム学コース

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件	
コース選択科目	コア専門科目	環境計画	2	この4科目のうちから、4単位以上を修得すること
		動的システム論	2	
		分散システム論	2	
		集合・論理・位相	2	
	一般専門科目	離散システム論	2	この12科目のうちから、4単位以上を修得すること。
		自然の数理論	2	
	環境シミュレーション特論	2		

	リスクマネジメント	2	ただし、工学専攻事業開発マネジメントコースの学生は「リスクマネジメント」及び「最適化理論」を除く10科目のうちから、4単位以上を修得すること。
	非線形モデリング論	2	
	メディア情報処理論	2	
	数値計算アルゴリズム論	2	
	線形代数学続論	2	
	数学解析	2	
	微分方程式	2	
	数理計画法	2	
	最適化理論	2	

工学専攻事業開発マネジメントコース

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コア専門科目	マーケティング入門	2	この5科目のうちから、2単位以上を修得すること
	経営戦略論	2	
	ものづくり戦略論	2	
	データ分析及び演習	2	
	財務戦略論	2	
コース選択科目 一般専門科目	プロジェクトマネジメント	2	この16科目のうちから、6単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻数理システム工学コースの学生は「リスクマネジメント論」及び「シミュレーション及び演習」を除く14科目のうちから、6単位以上を修得すること。
	知財戦略論	2	
	リスクマネジメント論	2	
	リスクマネジメント論	2	
	SHIEN (支援) 学入門	2	
	マネジメント特論	2	
	マネジメント特論	2	
	マネジメント特論	2	
	マネジメント特論	2	
	社会調査及び多変量解析入門	2	
	シミュレーション及び演習	2	
	アントレプレナーシップ	2	
	知的経営創造	2	
	地域イノベーション	2	
先端技術レビュー	2		
オペレーションズ・リサーチ	2		

農学専攻

印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	果樹園芸学特論	1	この13科目のうちから、 4単位以上を修得すること
	花卉園芸学特論	1	
	野菜園芸学特論	1	
	収穫後生理学特論	1	
	応用昆虫学特論	1	
	植物病理学特論	1	
	植物病原細菌学特論	1	
	持続可能型農業科学特論	1	
	農業経営経済学特論	1	
	植物化学特論	1	
	生物化学特論	1	
	細胞生物学特論	1	
	環境森林科学概論	2	
コース選択科目	害虫防除学特論	1	この25科目のうちから、 4単位以上を修得すること
	植物分子遺伝学特論	1	
	ゲノミクス遺伝学特論	1	
	農業生態学特論	1	
	環境社会学特論	1	
	生態学特論	1	
	環境微生物学特論	1	
	保全生物学特論	1	
	環境情報学特論	1	
	生態影響評価学特論	1	
	住環境科学特論	1	
	食品栄養化学特論	1	
	動物生理学特論	1	
	応用微生物学特論	1	
	生物学特論	1	
植物機能生理学特論	1		
生物産業特論	1		

コース選択科目	造林学特論	2	
	砂防工学特論	2	
	林業工学特論	2	
	改良木材学特論	2	
	木質構造学特論	2	
	セルロースナノファイバー科学	2	
	木質生化学特論	2	
	高分子複合材料学特論	2	

生物情報科学

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	統合オミックス特論	2	この6科目8単位を修得すること
	統合オミックス特論	2	
	分子構造解析特論	2	
	分子構造解析演習	1	
	次世代シーケンサーWET演習	1	
	次世代シーケンサーDRY解析演習	1	

防災

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	災害情報学特論	2	この5科目8単位を修得すること
	津波工学特論	2	
	リスクマネジメント概論	2	
	地震災害論	1	
	火山災害論	1	

アジアブリッジプログラム

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	Science and Technology in Japan	2	この2科目4単位を修得すること
	Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	

上記以外の研究科共通科目及び各専攻のコース選択科目で、英語によって提供される科目（科目名が英語のもの）及び「英語対応科目（英語のテキストを使用し、英語による説明を併用）」のうちから、4単位以上を修得すること。

6. 成績評価について

(1) 成績の通知について

成績は各学期ごとに学務情報システムにより各自で確認する。

(2) 成績評価に関する疑義に対する手続

成績評価に関して疑問がある場合は、授業担当教員に直接質問すること。

なお、質問したが納得できなかった場合は、その旨を農学部学務係に申し出ることができる。申し出の期限は、次学期の履修登録期間終了日まで（2年生後学期は2月末日まで）とする。

7. 修士論文の審査及び最終試験実施日程表

年	月 日	事 項	備 考
31	12月中旬	論文題目提出期限	提出先：指導教員 学務係
32	1月中旬	論文審査委員の選出 (教授会)	論文題目と審査委員を公表
	1月下旬	論文提出期限	提出先：各専攻の教務委員会委員 論文は1部で仮綴じとする
	2月上旬	論文審査	
	2月上旬	論文要旨提出期限	提出先：学務係
	2月中旬	論文発表及び最終試験	審査委員は最終試験終了後、論文の審査及び 試験の結果の報告書を作成
	2月下旬	製本用論文提出期限	
	3月上旬	学位授与の認定 (教授会)	1. 合否判定 2. 学長に報告
	3月下旬	学位記授与式	

8. 修士論文の審査と取扱いに関する申し合わせ

1. 趣旨

この申し合わせは、静岡大学大学院総合科学技術研究科規則第19条及び第20条の規定に基づき、総合科学技術研究科農学専攻における修士論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項を定める。

2. 修了の意思表示

標準修業年限を超えて修了を希望する者は、下記のとおり意思表示を行うものとする。

1) 4月入学者

年度末に修了を希望する場合は10月末日までに、前学期末に修了を希望する場合は4月末日までに「修了申請書」(様式1-1)を学務係へ提出する。

2) 10月入学者

前学期末に修了を希望する場合は4月末日までに、年度末に修了を希望する場合は10月末日までに「修了申請書」(様式1-2)を学務係へ提出する。

3. 修士論文の審査等に関する日程

修士論文の審査等に関する日程は農学専攻会議又は農学代議員会で決定する。

4. 論文題目の提出

- (1) 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文の題目について指導教員に相談のうえ決定する。
- (2) 指導教員は、所定の日時までに指導学生の修士論文題目及びその審査を担当する審査委員3名以上を選出し、学務係へ「修士論文題目及び審査委員報告書」(様式2)を提出する。
- (3) 「修士論文題目及び審査委員報告書」で報告した論文題目は、原則変更できないものとする。

5. 修士論文の審査及び最終試験

- (1) 修士論文の審査及び最終試験は、審査委員会が主査の統括の下に行うものとする。
- (2) 修士論文の審査に当たっては、次に示す審査基準をもとに実施するものとする。
 - 1) 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
 - 2) 研究計画や研究方法が十分に吟味されていること。
 - 3) 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。

4) 論文の内容に新規性、独創性または有用性のいずれかが含まれていること。

- (3) 修士論文の審査は、論文の査読、口頭発表及び口述試問の結果に基づき、合否の判定を行うものとする。
- (4) 上記基準と方法で審査を行い、「合」「否」の2段階で評価する。
- ・ 修士論文としての水準に達しているもの... 「合」
 - ・ 修士論文としての水準に達していないもの... 「否」

6. 審査結果

審査委員会（主査）は修士論文の審査及び最終試験の結果を「修士論文・最終試験結果報告書」（様式3）並びに「修士論文審査報告書」（様式4）により、学務係へ報告する。論文審査の結果、「否」となった場合は「修士論文審査報告書」（様式4）は提出しない。

7. 学位授与の認定

- (1) 学務係は、審査委員会（主査）から提出のあった「修士論文・最終試験結果報告書」（様式3）の結果と修了要件単位を全て修得済みであること及び授業料を納付済みであることを確認のうえ修了判定原案を作成し、当該コースの教務委員が点検する。
- (2) 学位授与の認定は、学務係が作成した修了判定原案を教務委員会が確認したうえで、農学専攻会議が審議し、その結果を総合科学技術研究科教授会に報告する。
- (3) 総合科学技術研究科教授会が農学専攻会議の報告を受けて学位授与を議決したときは、研究科長は「修士論文審査報告書」等により学長に報告するものとする。

9. 教育職員免許状（高等学校専修）の取得について

修士の学位を有する者で、高等学校教諭一種免許状（理科又は農業）を取得済み又は同免許状を取得するために必要な単位を修得済みであり、さらに本専攻において教科に関する専門科目（指定されている免許教科科目）を24単位以上修得した者は専修免許状を受ける資格を取得できる。

なお、教科に関する専門科目については、「農学専攻授業科目表」（p.134～141）を参照すること。

また、免許状授与申請のための手続きは、毎年10月に学務係で一括して取りまとめるが、詳細は追って掲示により指示する。

10. 大学院生の学部授業の受講について

大学院生は、教職等資格取得及び静岡大学防災マイスターの称号授与及び留学生の日本語習得のために、学部及び大学教育センターが開講する授業科目を受講することができます。受講については指導教員及び所属専攻長の許可が必要です。

なお、取得した単位は大学院の課程を修了するための単位には算入しません。

11. 静岡大学大学院特別研究学生規程

(平成18年12月13日規程第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、他の大学院（以下「他大学院」という。）に在学する学生で、静岡大学（以下「本学」という。）の大学院において研究指導を受ける者（以下「大学院特別研究学生」という。）について必要な事項を定める。

(願出)

第2条 大学院特別研究学生として本学大学院における研究指導を志願する者は、次に掲げる書類を添えて、他大学院を通じて本学学長に願出しなければならない。

- (1) 大学院特別研究学生入学願（別記様式1）
- (2) 大学院特別研究学生入学内諾書（別記様式2）
- (3) その他本学大学院が必要とする書類

(入学許可)

第3条 大学院特別研究学生の入学は、他大学院からの願出に基づき、入学する研究科等の研究科委員会又は教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て、学長が許可する。

(入学時期)

第4条 大学院特別研究学生の入学時期は、本学大学院と他大学院との協議の上、決定するものとする。

(研究指導期間)

第5条 大学院特別研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程又は後期3年の課程のみの博士課程において研究上特に必要と認められるときは、研究科委員会等及び他大学院との協議を経て、1年を超えない範囲で研究指導期間の延長を許可することができる。

(研究指導)

第6条 大学院特別研究学生は、研究科委員会等において認められた研究課題の研究指導を受けるものとする。

(施設設備等の利用等)

第7条 大学院特別研究学生は、研究指導を受ける上で必要な施設、設備等を無償で利用することができる。

2 実験及び実習に要する費用は、大学院特別研究学生の負担とすることがある。

(保険等への加入)

第8条 大学院特別研究学生は、他大学院において、学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償責任保険等に加入しなければならない。

(規則等の遵守)

第9条 大学院特別研究学生は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(研究指導の終了)

第10条 大学院特別研究学生は、研究指導期間の終了までに指導教員を経て、研究報告書を研究科長又は教育部長に提出しなければならない。

2 学長は、提出された研究報告書に基づき、当該研究科等が認めた研究課題に関する評価を行い、終了と認められた者に対し、本人の願い出により、研究終了証明書(別記様式3)を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 大学院特別研究学生に係る検定料及び入学料は、納付を要しない。授業料の納付に関する取扱いは次の各号による。

- (1) 大学院特別研究学生が国立大学大学院の学生であるときは、授業料の納付を要しない。
- (2) 大学院特別研究学生が国立大学大学院以外の学生であるときは、授業料を納付するものとし、その額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定めるところによる。ただし、本学と他大学院との間に個別の協定がある場合にあっては、この限りでない。
- (3) 大学院特別研究学生の授業料は、在学予定期間に応じ、6か月分に相当する額(6か月に満たない場合は、その期間分に相当する額)を当該期間における当初の月の末日までに納付しなければならない。

(既納の授業料)

第12条 既納の授業料は、これを返還しない。

(入学許可の取消し)

第13条 学長は、入学を許可した学生が、大学院特別研究学生として不適当と認められるときは、他大学院の長と協議の上、入学許可を取り消すことができる。

2 学長は、前項の入学許可の取消しを行おうとするときは、あらかじめ入学した研究科等の研究科委員会等の意見を聴くものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、大学院特別研究学生に関し必要な事項は、本学大学院委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に許可した学生については、この規程による改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12. 静岡大学大学院特別研究派遣学生規程

(昭和18年12月13日規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡大学（以下「本学」という。）大学院の学生で、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受ける者（以下「大学院特別研究派遣学生」という。）について必要な事項を定める。

(願出)

第2条 大学院特別研究派遣学生となることを志望する者は、指導教員の許可を得て、次に掲げる書類を添え、所属する研究科長等を通じて学長に願い出なければならない。

- (1) 大学院特別研究派遣学生申請書（別記様式1）
- (2) 大学院特別研究派遣学生受入内諾書（志望する他大学院等の研究指導者等が作成したもの）（別記様式2）
- (3) 他大学院等が要求する書類

(派遣の許可)

第3条 大学院特別研究派遣学生の許可は、所属する研究科等の研究科委員会又は教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議及び他大学院等との協議を経て、学長が行うものとする。

(他大学院等への派遣期間)

第4条 他大学院等において研究指導を受けるための派遣期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程又は後期3年の課程のみの博士課程において研究上特に必要と認められるときは、所属する研究科等の研究科委員会等及び他大学院等との協議を経て、1年を超えない範囲で研究指導期間の延長を許可することができる。

(派遣期間の取扱い)

第5条 大学院特別研究派遣学生としての派遣期間は、本学大学院の在学期間を含むものとする。

(研究報告書等の提出)

第6条 大学院特別研究派遣学生は、派遣期間が終了したときは、直ちに所属の研究科長又は教育部長に研究報告書及び他大学院等の長の交付する研究終了証明書等を提出しなければならない。

(授業料)

第7条 大学院特別研究派遣学生は、他大学院等で研究指導を受けている期間中も本学に授業料を納付するものとする。

(派遣許可の取消し)

第8条 学長は、大学院特別研究派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、他大学院等との協議に基づき、研究科委員会等の議を経て、派遣の許可を取り消すことができる。

- (1) 研究計画の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 大学院特別研究派遣学生として、他大学院等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(保険等への加入)

第9条 大学院特別研究派遣学生は、学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償責任保険又は他大学院等が指定する研究災害補償制度に加入しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院特別研究派遣学生に関し必要な事項は、本学大学院委員会が別に定める。

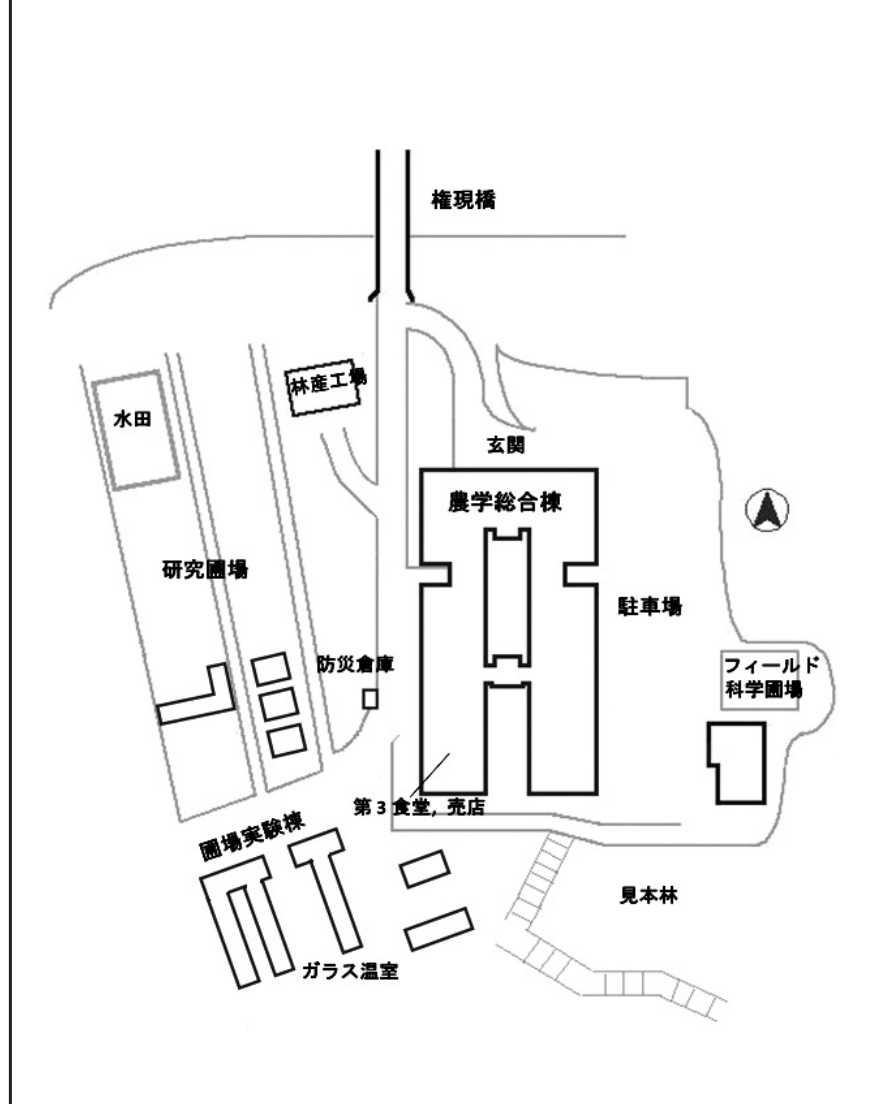
附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に許可した学生については、この規程による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

静岡大学農学部配置図



農学専攻 環境森林科学コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
コース必修科目	環境森林科学特別研究	12	実験	1～2	
コース選択科目	農学特別演習	2	演習	1・2	
	農学特別演習	1	演習	1・2	
	環境森林科学概論	2	講義	1・2	
	Advanced Forest Ecology	2	講義	1・2	
	造林学特論	2	講義	1・2	
	砂防工学特論	2	講義	1・2	
	林業工学特論	2	講義	1・2	
	森林生理生態学特論	2	講義	1・2	
	森林生態学演習	2	演習	1・2	
	砂防工学演習	2	演習	1・2	
	森林生態管理学演習	1	演習	1・2	
	改良木材学特論	2	講義	1・2	
	木質構造学特論	2	講義	1・2	
	セルロースナノファイバー科学	2	講義	1・2	
	木質生化学特論	2	講義	1・2	
	高分子複合材料学特論	2	講義	1・2	
	改良木材学演習	2	演習	1・2	
	住環境構造学演習	2	演習	1・2	
	改良木材学演習	2	演習	1・2	
	木質生化学演習	2	演習	1・2	
	木質生化学演習	2	演習	1・2	
	高分子複合材料学演習	2	演習	1・2	
	高分子複合材料学演習	2	演習	1・2	
	住環境構造学演習	2	演習	1・2	
	Chemistry and Biochemistry of Wood Components	2	講義	1・2	
	Environmental Remote Sensing	2	講義	1・2	
Field Lecture in Temperate Forest Ecosystems around Mt. Fuji	2	講義	1・2		
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2		
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2		
森林圏総合演習A	2	演習	1・2		
森林圏総合演習B	2	演習	1・2		
山岳科学概論A	2	講義	1・2		
山岳科学概論B	2	講義	1・2		
コース選択科目 (山岳科学関連科目)	山岳科学実践スキルA	2	演習	1・2	修了単位に含めることはできない。
	山岳科学実践スキルB	2	演習	1・2	

農学専攻 農業ビジネス起業人育成コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
コース 必修科目	農業ビジネス特別研究	12	実験	1～2	
コース 選択科目	農学特別演習	2	演習	1・2	この16科目のうちから、8単位以上を選択必修
	農学特別演習	1	演習	1・2	
	先進的農業ビジネス経営論	1	講義	1・2	
	農産物流通・マーケティング論	1	講義	1・2	
	経営管理技術特論	1	講義	1・2	
	農業政策・知的財産戦略特論	1	講義	1・2	
	栽培技術特論	1	講義	1・2	
	植物環境調節学特論	1	講義	1・2	
	植物工場論	1	講義	1・2	
	植物保護学特論	1	講義	1・2	
	先端生産管理技術特論	1	講義	1・2	
	資源活用論	1	講義	1・2	
	品質管理論	1	講義	1・2	
	ビジネスプランニング演習	1	演習	1・2	
	農業ビジネス総合演習	1	演習	1・2	
	財務管理演習	1	演習	1・2	
	園芸作物生理学演習	1	演習	1・2	
	施設環境制御学演習	1	演習	1・2	
	果樹園芸学特論	1	講義	1・2	
	花卉園芸学特論	1	講義	1・2	
野菜園芸学特論	1	講義	1・2		
収穫後生理学特論	1	講義	1・2		
害虫防除学特論	1	講義	1・2		
植物病理学特論	1	講義	1・2		
持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2		
農業経営経済学特論	1	講義	1・2		
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2		

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

静岡大学農学部

054 238 - 4815、4816、4880

掲示について

学生生活はメールと掲示を見ることから始まる

大学が学生に対して行う一切の告示・通知等は、学務情報システムから送信されるメールと、共通教育棟と農学総合棟の掲示板への文書掲示により行われる。次々に新しいメールが送信され、また掲示が出されるので、午前・午後それぞれ一度は必ず見るように心がけること。メールや掲示を見なかったため重大な結果になっても本学部及び本研究科では一切責任を負わないので注意されたい。

農 学 部 長
総合科学技術研究科長